

令和6年第3回由利本荘市議会定例会（9月）会議録

令和6年9月4日（水曜日）

議 事 日 程 第 2 号

令和6年9月4日（水曜日）午前9時30分開議

第 1. 一般質問（発言の要旨は別紙のとおり）

発言者	17番	高橋	信雄	議員
	1番	阿部	十全	議員
	2番	小川	幾代	議員
	8番	佐藤	健司	議員

本日の会議に付した事件

議事日程第2号のとおり

出席議員（20人）

1番	阿部	十全	2番	小川	幾代	4番	佐々木	隆一
5番	大友	孝徳	6番	松本	学	7番	佐藤	義之
8番	佐藤	健司	9番	小松	浩一	10番	泉谷	赳馬
11番	甫仮	貴子	12番	堀井	新太郎	14番	三浦	晃
15番	正木	修一	16番	吉田	朋子	17番	高橋	信雄
18番	伊藤	順男	19番	高橋	和子	20番	渡部	聖一
21番	三浦	秀雄	22番	長沼	久利			

欠席議員（1人）

3番 佐藤 正 人

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市 長	湊 貴 信	副 市 長	佐々木 司
副 市 長	三 森 隆	教 育 長	秋 山 正 毅
企 業 管 理 者	三 浦 守	総 務 部 長	高 橋 重 保
企 画 振 興 部 長	阿 部 徹	市 民 生 活 部 長	遠 藤 裕 文
健 康 福 祉 部 長	小 松 等	産 業 振 興 部 長	齋 藤 喜 紀
観 光 文 化 ス ポ ー ツ 部 長	今 野 和 司	建 設 部 長	原 敬 浩
教 育 次 長	熊 谷 信 幸	消 防 長	佐 藤 英 樹
総 務 部 危 機 管 理 監	渡 部 友 善	財 政 課 長	工 藤 睦
地 域 づ くり 推 進 課 長	佐 藤 昌 司	市 民 課 長	渡 部 淳 一
生 活 環 境 課 長	佐々木 信 幸	健康づくり課長兼本荘保健センター所長	佐 藤 尚 子
農 業 振 興 課 長	三 浦 実	農 山 漁 村 振 興 課 長	三 浦 真 樹
商 工 振 興 課 長	阿 部 良 博	エ ネ ル ギ ー 政 策 課 長	渡 辺 幸 弘

建設管理課長	東海林 健 悟	教育総務課長	三 浦 雄一郎
水道課長	佐 藤 良 市	消防次長兼総務課長	佐 藤 勝 則

議会事務局職員出席者

局	長	鎌 田 直 人	次	長	齋 藤 剛
書	記	村 上 大 輔	書	記	松 山 直 也
書	記	高 野 周 平			

午前 9時30分 開 議

○議長（長沼久利） おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

3番佐藤正人さんより、欠席の届出があります。

出席議員は20名であります。出席議員は定足数に達しております。

○議長（長沼久利） それでは、本日の議事に入ります。

本日の議事は、日程第2号をもって進めます。

○議長（長沼久利） 日程第1、これより、一般質問を行います。

なお、質問者の皆様は、答弁に対する再質問の際は、項目番号、項目名を明確に告げて、簡潔な発言に配慮していただきたいと思います。

発言の通告がありますので、順次質問を許します。

17番高橋信雄さんの発言を許します。17番高橋信雄さん。

【17番（高橋信雄議員）登壇】

○17番（高橋信雄） おはようございます。高志会の高橋信雄です。議長の許可を得ましたので、このたびの豪雨被害の検証などについて質問をいたします。

まず、このたびの豪雨災害に遭われた方々に心よりお見舞い申し上げます。7月9日、10日に続き、7月24日から26日にかけて多くの住宅が被災し、河川、道路、農地・農業施設、山林など甚大な被害をもたらしました。一日も早い復旧を願い、穏やかな生活が戻られることに私たちも尽力いたします。比較的自然災害が少ない地域と自認していました。しかし、最近の日本列島は数十年に一度と言われる異常気象が頻繁に発生していると感じます。地球温暖化の影響かと思いますが、私たちの生活に大きな影響を与え、経済や文化にまで異常をもたらす地球温暖化は、ゼロカーボン政策などで止めなければならないと改めて思います。

今回の災害からその対応と対策においてどのような経緯をたどったのか、検証を行い、今後に生かさねばならないとの考えから質問いたします。

1、災害対応のタイムラグ等の検証について、（1）通行止めの対応は適切で混乱はなかったかについて質問です。

7月24日、25日の豪雨では、多くの河川の氾濫、越水、内水冠水などから、過去にない被害をもたらしました。対応の検証は、今後の防災対策上、欠かせない大切な作業です。そのことから伺います。

河川を横断、並行する国道、県道、市道などが通行止めとなりました。それぞれに判断や管理する行政があり、適切な対応が取られたものと考えられますが、迂回路の説明やこの先の情報が把握できず、誘導の説明に時間がかかったりしました。統括して判断できる人間がおらず、24日は被災した方や避難所の対応に当たる職員も夜ということもあり、大変だったと認識しています。

国道、県道の通行止めの判断、ゲートの設置、人員配置はどのように市に連絡があり、どのような市の対応となったものか。市道の通行止め、迂回路案内などの管理は適切だったか伺います。

（２）消防団の出動は遅れなかったか。

通行止めや危険集落、住宅の巡回、被災者の救助への対応はありがたく、頭が下がる思いです。地域の安全・安心のよりどころであると改めて感じました。

そこで、消防団員の出動要請は適切でタイムリーだったか。通行止めのゲートなどについてくれたり、安全確保に回られたり、24日の活動は深夜まで続いていました。どのような指示ルートで召集されたのか。翌25日も冠水被害があり、どのような指示がされ、解散命令まで至ったのか伺います。

以前は、災害や火災で大規模の出動などの際は、地域の方の炊き出しなどもあったりしましたが、団員の解散までの食事などは対応されたのか。

（３）避難地域の避難対応は適切だったかの質問です。

避難指示などはレベルに応じて適切に対処されたものと考えていますが、避難された方々に、指示や救援などの状況説明などが適切であったかお聞きし、検証することが必要でないかと考えます。想定以上の水害であり、このような場合どうしても避難行動は遅れてしまうのではないかと考えます。7月9日、10日もかなりの雨量であり被害が確認されています。残念ですが、それでもおよそ2週間後の被害を想定はできず、被災してしまいました。災害は準備や備えにより減災できるとも言われていますが、簡単にできるものではありません。後で気づくのですが、車や農機具等を避難された方もいたようですがまれでした。早い避難と判断が減災につながった例もあり、被災された方への聞き取りを今後の大切な防災マニュアルとして生かして欲しいと思います。いかがですか。

私が伺った避難所の方々は、職員の親切丁寧な対応や支援物資、食事に感謝しておられました。避難者や被災者に対しての健康相談やフォローには感謝いたします。被災者の生活再建に今後も丁寧に当たっていただきたいと思います。

（４）市政のメッセージとアナウンス効果は不足しなかったかについて伺います。

今回、かなりの被災現場で、被災後の対応や判断の遅れを意見としていただきました。その多くは床上浸水した地域の被災ごみなどの扱いや現場確認の遅れに対してでした。やはり、被災された方々は、住み慣れたここで暮らしていく不安が大きく、今後このような被害に遭わないよう安心できるメッセージが必要ではないかと率直に感じました。市のトップが被災地をいち早く見舞われ、少しでも安心できるメッセージとアナウンスが必要であると感じたところです。

このような観点から、現場を見舞われ、被災された方々への慰めなどをトップはどのように感じているのか。床上浸水14戸、床下浸水1戸など大きな被害を受けられた久保

田集落では、4軒が集落を離れる判断に悩んでいるという中、集落の存亡に関わる大きな被災現場への市トップの現場視察の後手に怒りを感じているようでした。もっとここに住めるように、また、住み慣れたここで再建できるというメッセージがあればという率直な胸の内を吐露する方もおられたのが事実です。

今回の災害で顕著に表れたと考えることに、被災地域に残る方々に情報や状況がタイムリーに届けられていないという点を感じました。若い方々は被災してもすぐに仕事に復帰していた方が多かったのですが、被災地域に残って片づけたりしている年配の方々は、ある意味でデジタル難民です。他地域の状況はもちろん、行政やインフラの状況もタイムリーには理解できていません。そこへ対応に追われている市職員などの顔出しなどが遅れていると思うと取り残された感が強く不満に表れていました。まして、子吉川、国道、県道や県管理の河川などは説明すらありません。被害を出したのは梅雨前線による豪雨ですが、河川が氾濫し、堤防や道路を越水して住宅浸水、インフラ災害であり、その多くは危険性を訴えてきた場所でもあります。人災であるとの主張もあります。これでは寄り添い感を被災者は感じられません。明らかにアナログの対応不足だと思います。顔を出して対面で悩みを聞いて、安心・安全を伝えることが不足していると感じました。厳しいようですが、市民生活がいちばんと訴えたことが被災者に届いていなかったと思わざるを得ません。このことへの反省は感じませんか。検証に生かしてほしいと思っています。

次に、2、インフラの点検と改修について、（1）子吉川左岸の早期改修についてを質問します。

これまで子吉川左岸については、国の直轄地ということで堤防の強化が図られ、河川内の雑木の除去なども行われてきている経緯がありますが、右岸に比べて1メートルほど低いことが素人でも判断できる不安がありました。国道108号黒沢踏切を上流に向かって、堤防と国道が合流し、国道が堤防道路として上流へ向かっています。そこで、鉄橋のある下流から伸びている堤防が国道と合流する地点で堤防道路である国道が低くなっているのが確認できます。そこからカントリーエレベーターのある地域まで、右岸に比べかなり低くなっています。その間が今回越水し、内水と合わせて明法、森子地区が床上浸水11戸、床下浸水8戸の被害に遭われました。非住家の浸水被害も多く、自家用車、農機具の冠水で生活や営農の継続に大きなダメージを受けました。これまでも滝沢橋で危険水位になると越水の不安が訴えられている地域で、JA秋田しんせい由利支店を含め、以前からかさ上げの要望が伝えられている地域であり、住民の声を県や国に届けるべき私も情けなさとしりぞけさでいっぱいです。根本的に右岸と同じ高さへの堤防の改修工事を強く望むもので、市としても再発防止を最優先に取り上げて働きかけていただきたい。これまでの県や国との会議でそのことについて言及があったかお聞きいたします。

災害直後から、県や国の機関との協議が行われているとのSNSでの発信は確認しましたが、対策や減災の話はなかったものですから伺うものです。

（2）鮎川右岸の越水と国道冠水の改善について伺います。

平成23年の鮎川堤防決壊の後、堤防の改修と河道域の改善工事などで、鮎川氾濫の不安は大きく改善されたものと感じています。

しかし、国道108号の立井地地区の最も低い地点は度々冠水し、昨年も通行止めになり、今年も2日間とも通行止めとなりました。これは幹線である国道が通れないばかりでなく、地域の浸水被害のリスクが高くなることに直結します。事実1戸が床下浸水に遭われたそうです。他の方々もぎりぎりだったと避難を覚悟していました。今回のように内水と子吉川の危険水位、連動する鮎川の危険水位が重なり、住宅浸水の被害が現れます。国道と併せて根本的な改善を望むものです。

さらに、改修がされ、越水のリスクが減ったはずの鮎川も、前回堤防決壊地点の上流で越水が確認されました。この場所は明らかに堤防が低く改修を望むものです。これら災害危険箇所の対策はどのように考えていますか。

(3) 急傾斜地の点検と急傾斜治山の課題について伺います。

急傾斜治山は私の造語です。地域には多くの急傾斜地があります。これらの中には対策工事から年月が経ち、クラックなどが確認され対策の要望などから測量調査などが行われているところもあります。今回、急傾斜地での土砂崩れも報告されています。

また、急傾斜地と急傾斜地の間で住宅がないということから急傾斜地に指定されない区間が崩れ、水路を塞ぎ、上流の家屋が床上・床下浸水したところもありました。同じ町内で10メートル、20メートル離れた場所が明らかに危険であっても急傾斜地指定されず、治山での対応とされ、事業化されにくい問題を感じています。急傾斜地の点検と急傾斜治山の対応を伺います。

(4) 河川、道路、農地、農業施設の災害復旧について伺います。

今回、県道、市道、河川、農地、農業施設の被害も甚大です。それぞれ復旧へのスケジュールと手続などを住民に丁寧に説明していただきたい。

西目川はどのように進められるか。鮎川は対応されるか。石沢川はどうなるのか。黒森川はどのように進められるか。市管理の中沢川はどのように進むか。県道の西目冬師線はどのように進められるか。県道鮎川南由利原線はどうか。市道において東由利、由利地域には多くの災害箇所があり、通行止めの期間が長くなりそうな路線もあるが、めどは立つものか。

農地の被害も大きく、所有者が復旧を諦めて放棄地となるのも聞いています。農業施設においては、被害の大きさから土地改良区の自力での復旧が難しい事例も聞いています。どのように対応されるのか。個別の説明は被災箇所があまりにも多いので関係者、地域に経過を含めて説明をしながら進めていただきたい。また、農地、農業施設に関しては、復旧にかかる時間をかなり要すると考えられ、営農の継続、補助率の最大化などを図っていただきたい。復旧に時間がかかることで農地の荒廃が進み、その後の営農に支障が出ることも考えられ、農家の意向に沿った復旧をお願いいたします。被災額の大きな土地改良事業の復旧に対しては、市が事業主体として進めていただけるものと理解していますが、最大限の配慮を望むものです。

(5) 貯水池、ため池等の安全性と不安についてを伺います。

今回の豪雨被害の後、黒森川貯水池を確認しました。28日か29日には、貯水池第一の堤体がブルーシート四、五枚で覆われ、被害があったことを確認しました。8月に入りシートは除去され重機で修復されていましたが、黒森川第一貯水池と黒森川第二貯水池の連絡道路もかなり冠水しており、相当の水位であったと目視しました。堤体を越水し

たのであれば大変な事態だと思い確認したところ、越水ではなかったとの回答でありました。10年ほど前、ダム決壊のパターンのハザードマップを示され説明会が行われましたが、そのリスクを強くは誰も感じませんでした。今回の豪雨は、そのリスクを現実のものと認識させられました。現実として堤体上部からどれくらいの水位までなったのか。堤体と余水吐きのサイズに不安はないのか。大きなダムのように流量調整や強制放流の機能はあるものか。黒森川第二、子吉ため池はどうだったか伺います。

今回、農業用ため池も複数被害に遭っています。どのように対応し、どのように改修されるのか。農業施設同様、土地改良区の財源などとの関係もあり、市の配慮を要請いたします。

次に、3、法定外公共物の災害復旧と責任の所在について伺います。

多くの沢々が豪雨を処理できず、氾濫し被災しています。これらの沢は、法定外のものもあるのでないかと考えます。通称青道の判断を住民は難しいのではないかと感じていますが、どこからどこまでが法定外なのか、普段から理解している人は少ないものと思っています。しかし、法定外公共物の所有者は現在市であり、平成17年に国から移譲されたものと認識しています。この法定外公共物とされる沢の中には被害に遭われ、と同時に下流域に被害を助長したのではないかと考えられるところが今回見られます。これらは適切な対応をしなければ、今後も下流域に被害のリスクを与え続けるもので、所有者としての責任と対策、総点検が必要と考えるがどのように対応されるか伺います。

4、災害時の被災地、被災者との連絡体制について、（1）避難所の在り方について伺います。

市内には地滑り地域が多く、このことから地滑り地域にある地域の集会所などが避難所に指定されていません。今回のように急激な豪雨のような事態では、避難所までの避難が難しいことが露見しました。また、避難を始めようとしてもルートが冠水や土砂災害で通行止めとなり、避難行動が困難になる場面もありました。また、マンパワーが不足し、自主避難した集会所の存在を10日以上も行政側が把握できていないのではないかとと思われる事例もありました。

集会所等の自主避難については、地域のリーダーの積極的な判断や事前の策、最善と思われる迅速な一時避難として評価できると考えますが、行政的な避難所のマニュアルからは外れる場合もあり、課題でもあると考えます。住み慣れた集会所を提供できた自主防災組織、町内会の判断は評価されるものと考えますが、検証が必要とも考えます。地域のリーダーや避難者との連絡も取れていなかったのだとすると反省すべき点であると考えます。自主避難所の指定を受けない集会所などへの一時避難、連絡体制、指定避難所へのルートの確保など、想定外を考えた見直しをタイムラグとは別な観点で検証すべきであると考えます。所見を伺います。

（2）災害廃棄物の扱いと連絡体制について伺います。

災害廃棄物の出し方、管理なども被災地域から不満が多かった課題でもあります。声も多く届いています。マニュアルでは現実的でないと感じるところもありました。最終的には仮置場の設置で被災者の方々への利便性を確保したものの、実施の判断に時間を要してしまったようです。東由利地域では国道が通行止めとなり、本荘清掃センター、本荘一般廃棄物最終処分場への搬入ができず、げんき館駐車場を仮置場として26日から

動き始めましたが、由利地域においては仮置場の設置は29日になってしまいました。定めでは清掃センター、一般廃棄物最終処分場へ運搬し、罹災証明があれば無料、罹災証明がない方は使用料を支払い、罹災証明書発行後に使用料が還付となる手順です。被災し、猫の手も借りたいほど大変なときに少しでもスムーズに片づけたい被災者、被災地域にとって、近くの仮置場は精神的にも大きな支援となります。地域全体など大規模に被災した場合は協議の時間を待たず、近くの空き地などに仮置場を設置できる体制の構築が望まれます。ただ、管理する側からすると、人員を配置し、分別をしっかりと行い、スムーズな処理につなげたい思いは理解するものの、被災者の負担などを考えた検証を行いたいものです。集落によっては、総合支所の判断を待たずに空き地に被災廃棄物を置いてもらったところもありました。職員ではマニュアルや規則を超えた判断は難しく、有事の定めを検討すべきだと感じました。

課題もありました。市でも全ての仮置場への職員の配置は難しく、粗大ごみのサッシやタイヤと段ボール、燃えるごみなど何でもかんでも積んでいったと思われる状況となり、町内会長が苦慮したと聞いています。ボランティアの方々が入っていただき、素早い片づけの支援につながった反面、分別されないごみの山に、「状況に応じた分別を普段から身につける行儀が」と話されていました。有事の際の初期の体制と被災地域に寄り添った対応の検証を望むものですが、所見を伺います。

（３）職員の対応とマンパワー不足についての質問です。

やはり経験のない大きな災害であり、行政の現場ではかなり混乱したものと思います。

今回、市民の人命の被害が聞こえず、地域の防災意識や避難行動、未曾有の災害に行政は精いっぱいに対応をされたと評価をしています。１件、大仙市の方が被害に遭われたと思われ、不慮の災害に御家族の方の無念さに心を痛めます。しかし、精いっぱいの評価の一方、もっとできた、もっと早く、もっと丁寧になど、検証し出てきた課題は次に生かす教訓であると思います。

その一つに人員の不足があります。市長も今議会初日の諸般の報告でも発言されておりましたので、意識が強いかと思っています。マンパワーの不足といっても量だけではなく、質を含めたものと理解しています。全体を把握できるのは誰か、どこに被災者がいて、どこが被災して、司令塔がどこで誰なのか、旧市町村単位で素早い判断がされたのか、現場を素早く確認できたのか、鳴り止まぬ電話の受け答えが適切に進められたのか、県や国と災害の共有が素早くされたのか、被災者への寄り添いを含めもっとできるはずの思いは消えません。有事の際の最善の策が、マニュアルや規則で判断遅れにならないかなどジレンマもありました。

現場を回って、退職された市職員から「罹災証明や現場の確認など俺らも使え」と声をかけていただきました。業務を知っているし、守秘義務の習慣もできています。ありがたい声かけだと思い、検討に値するのではないかと感じました。ある地域では町内会長が被災し、避難所へ避難したことなどから元市職員が代理として献身的に働いてくれていました。ありがたく、地域の方も働いてくれた元職員に、信頼を持って感謝、感謝でありました。

素早く人事異動を行い、人員不足に配慮されましたが、もっとできるはずとの思いか

ら対応とマンパワーの不足に対策はないか伺うものです。

続いて、5、ライフラインの確保について、断水の原因は何かについて伺います。

災害時、何が一番困るかという話が出て、水かなという話になりました。水害でありながら皮肉です。飲み水、食事、トイレ、風呂、泥等の片づけなど復興に水が欠かせません。特に、猛暑の夏は熱中症にも最大限、気を配りたいものです。もちろん食料や避難所、交通手段などなくては困るものも多くあります。24日の災害時、堰口・平石地区で断水になり困っていました。地震のように配水管などが被災した場合は想定でしたが、どうしてとの思いがありました。原因は何か伺います。その後、全員協議会での報告資料にありましたが、検証のために伺うものです。

6、激甚災害指定について伺います。

質問を取りまとめる時点で、激甚災害指定の方向のようではありますが、指定されることによりどのような支援を受けられるのか。インフラ等の支援は補助率のかさ上げ等が図られるようですが、農地・農業施設等の災害への支援はどのようなものか。市単独支援の農地・農業施設の災害復旧へも支援のかさ上げはあるものか。受益者の負担がない災害復旧はあまり聞かないのですが、今回の災害で心配なのは、所有者と耕作者が異なり、所有者が負担を嫌って災害復旧を諦める声が少なくないことです。水利や農業施設の復旧にも影響します。復旧を諦めた農地は間もなく耕作放棄地と変わります。営農の継続と併せ、地域の農村集落、農村環境の存続にも影響しますので、いずれ疲弊へと向かいますが、これら対応と併せて激甚災害指定がどのように地域の復興につながるのか伺います。

また、条件不利地の復旧に大きな課題と矛盾を抱えます。復旧しても委託できる耕作者が現れるのか。復旧はあくまでも現状復旧であり、災害リスクがなくなるわけではなく、同様の豪雨が来れば、また被災する不安が高いこと。農地を買ってくれる方も見通せず、いずれ耕作放棄地になるであろう将来、このような条件不利地に膨大になるであろう予算を使うこと、自己負担が分からないこと、営農継続の将来性が示されない農政など、復旧に疑問を投げかける方の問いに明確な方向を示せない現状に、これまで農政の全体の利益を総論でしか語れなかったことにとってもむなしさが募ります。復旧を望まず、農地として諦め、無駄な経費をかけたくない方々へ進言はありますか。

補助率が高率になっても、農地として復旧しても利用者が出ない農地に対して、復旧を諦め非農地として認められるものか。中には、終活の一環として受け手のない農地を抱えるより非農地になったほうが管理の負荷がなく、固定資産税も抑えられるとの主張に助言、進言はあるものか。

7、新ごみ処理施設整備事業の計画4年先送りについての質問です。

8月7日の全員協議会において、新ごみ処理施設の整備計画4年先送りの方針が示されました。基本的に賛成するものです。財政見通しや財政計画等の整合性、現施設の延命などからその見通しを根拠のあるものとして理解したところですが、整備計画する施設は何年稼働することとして計画するものか確認するものです。

イニシャルコストは何年を対象として判断すればよいのか。運営委託と同じ20年なのか。建設事業費が183億7,000万円、運営委託費が20年間で152億4,000万円、合わせて336億1,000万円ということで試算すると単年度当たり16億8,000万円余りとなります。

既存の施設は基幹改良を行ったとはいえ、かなり老朽化しているものと認識しています。メンテナンス、修繕を行ってどれくらい持つものか、マックスを知る必要があります。

この事業計画の先送りの検証を改めて確認すると、4年先送りで修繕費12億円弱、運営費2.5億円弱で合計14億円ほど、令和15年までの9年間で割ると1.6億円の負担増、10年先送りしても令和21年までの15年間で修繕費30億円余り、運営維持費4億円余りの負担増で合計34億円となり、単年度の負担は2億3,000万円弱となります。単年度経費5億8,000万円を加え、修繕に経費をかけても使えるだけ使うことが理にかなうように見えますがどうか。

ここでの計算には新施設整備の国庫補助が分からず算入できませんので、先送りをして修繕費などのトータルでの比較に無理があるのを承知で、予測される経費を説明資料から判断すると修繕して使えるだけ使うほうが財政に負担をかけないのでないかと思います。国の交付金を返還してもまだ、財政負担がかからないように思えるので何うものです。現施設は何年持つのか、メンテナンスをして最長何年くらいでしょうか。

建設事業費が183億7,000万円、運営委託費152億1,000万円、合わせて336億円の事業費に適切に競争原理が働くことで財政負担が抑えられるよう、事業の先送りが事業費の増大などのリスクを補えるほどの効果を準備できる期間として業者の選定や審査、検証に使っていただきたい。所見を伺います。

今議会では、本市としては未曾有の災害の検証と減災に備える契機とすべく質問させていただきました。検証については今後の大切な復旧作業の一つで、行政にありがちな縦割りや所管外を調整して取り組まれることをお願いし、壇上での一般質問を終わります。答弁よろしく願いいたします。

【17番（高橋信雄議員）質問席へ】

○議長（長沼久利） 当局の答弁を求めます。湊市長。

【湊貴信市長 登壇】

○市長（湊貴信） おはようございます。それでは、高橋信雄議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、災害対応のタイムラグ等の検証についての（1）通行止めの対応は適切で混乱はなかったかについてお答えいたします。

国道、県道の通行止めの情報につきましては、管理者が所管のホームページで公開しているほか、市にはファクスでその情報が届く仕組みとなっております。

また、市道の通行止めにつきましては、寄せられた情報を基に現地を確認し、バリケードの設置など、安全措置を行った後、市ホームページでお知らせしているところがありますが、今回の豪雨では、広範囲にわたる被害により、多くの路線で通行止めとなったことから、速やかな被害の把握ができず、特に山間部など通行止めの情報提供が遅れた路線がありました。

通行止めに伴う迂回路案内につきましては、安全な通行確保を第一に、幹線道路を優先したルートが設定されますが、大雨警報が出され、いつ、どこで災害が発生するか分からない状況では、即座に様々なルートの安全を把握するのは困難であり、局所的な案内となってしまうのが実情であります。

しかしながら、今回の災害を経験し、できるだけ早く、市民の皆様に道路の災害状況を届ける必要性は強く感じておりますので、国道や県道を含めた広域的な路線状況の把握に努め、今後はホームページに加え、市LINE公式アカウントのプッシュ通知も活用するなど、迅速な情報提供に努めてまいります。

次に、（２）消防団の出動は遅れなかったかについてお答えいたします。

消防団の出動につきましては、７月24日午後５時25分、気象庁の土砂災害警戒情報の発表と同時に、水防活動が必要と判断された由利分団に市消防団長から速やかに出動要請をしております。

また、その後、大雨の範囲が拡大したことから、本荘、西目、東由利地域への避難指示の発令に合わせて、住民の避難誘導のため、それぞれの分団に団員の出動を要請し、常備消防と連携した活動を行っていただいたところであります。

なお、その他の分団につきましても、町内会からの土のう設置要請などに迅速に対応いただいております。

このたびの災害における消防団の活動につきましては、河川の越水や道路の冠水、住宅への浸水、土砂災害や堤防決壊など市内全域にわたり被害が発生したことから、住民の避難誘導や警戒活動をはじめ、地域の復旧作業にも出動いただいております、特に甚大な被害となった由利地域では、７月28日まで活動していただいております。

本業を持ちながら、地域防災の先頭に立って活動していただきました団員の皆様に対しまして、改めて心より感謝申し上げます。

また、炊き出し等につきましては、日頃より、町内会や自主防災組織の皆様から御協力をいただいておりますが、このたびの災害におきましては、被災された方が多かったことや避難を最優先としたため、食事の準備は困難な状況でありました。

もとより、長時間にわたる災害現場におきましては、食事は非常に重要でありますので、今回のような大規模災害におきましても対応に当たる団員の食事に配慮できるよう、今後、課題を整理しながら検討してまいります。

次に、（３）避難地域の避難対応は適切だったかについてお答えいたします。

近年、雨の降り方が局地化、集中化、激甚化し、全国各地で豪雨被害が多発してきておりますが、本市における被災状況を振り返りますと、平成23年６月の記録的な洪水時には、水位観測所全６か所のうち、４か所で計画高水位を超え、子吉川、石沢川の破堤１か所、子吉川越水４か所、石沢川越水１か所など、甚大な浸水被害が発生しております。

こうした状況を踏まえ、国土交通省では平成28年、東北地方整備局防災業務計画として、子吉川流域タイムラインを策定したところであり、以降、河川管理を担う国等の事務所と市が連携して適時的確な防災行動につなげていくために活用されてまいりました。

本タイムラインについては、令和４年３月、多機関連携型タイムラインに見直しが行われ、气象台や秋田河川国道事務所、県の河川・砂防部局、由利本荘市など関係機関による連携した迅速確実な避難態勢の構築に向けて、充実強化が図られたところであります。

また、これまで市では避難情報の発令に当たり、子吉川や石沢川の水位観測所の水位

が避難判断水位に到達し、引き続き水位の上昇が見込まれる場合や、気象庁のホームページで運用されているキキクルや雨雲レーダーなどの気象情報を基に、関係機関と連携しながら総合的に判断し、高齢者等避難や避難指示などを発令してきたところであります。

7月24日からの豪雨については、短時間にこれまで経験したことのない降水量が観測され、キキクルにおいて土砂災害警戒レベルが、避難指示発令の目安に達したことから、直ちに避難指示を発令しましたが、その段階では既に一部道路が冠水し、市の指定避難所まで至る避難経路が使用できない区間が発生しておりました。

こうした状況が発生したことについて、今後、指定避難所に避難できず、やむを得ず町内の集会所などに自主避難された方などへの聞き取りも含め、その当時の状況を十分に検証し、今後の教訓にしたいと考えております。

その後、東北地方を東から横断した台風第5号が本市に接近した8月12日には、気象台と連携し、気象予報を参考にしながら台風の影響が出る前に全地域に避難所を開設することとし、安全な避難行動が取れるよう対策を講じたところであります。

幸い、本市においては、台風第5号による直接的な被害はなく、ほとんどの避難所において利用者はおりませんでした。今後も空振りを恐れることなく、関係機関と連携を図りながら、早い段階での避難所開設や避難指示等を発令し、減災につなげてまいります。

また、議員の御質問にありました被災者への聞き取りは大変重要であると考えており、その際にいただいた御意見につきましては、地域防災計画に反映させるべきは反映し、地域防災力の向上につなげてまいります。

次に、（４）市政のメッセージとアナウンス効果は不足しなかったかについてお答えいたします。

このたびの災害では、7月25日午前2時25分に石沢川の堤防が決壊したことを受け、同時刻に災害対策本部設置基準に基づき、私が本部長となる災害対策本部へと改組し、緊急安全確保や避難指示の発令、避難所の開設指示など、本部長として率先して陣頭指揮を執ってまいりました。

私といたしましても、早期に全ての被災者の元に直接出向いて、お見舞いや激励の言葉を申し上げたいとの思いはありましたが、最高責任者たる私が、発災直後において対策本部を長時間不在にし、災害対策の重要な意思決定にそごをきたしてはならないと考え、まずは、市ホームページとケーブルテレビで被災者の皆様に市長としてのメッセージをお伝えしたところであります。

私が被災現場を訪れたのは、状況がある程度落ち着いた7月27日の第3回災害対策本部会議終了後でありましたが、その際には石沢川決壊箇所のほか、由利地域の鮎川地区から西沢地区、東由利地域の老方地区周辺で、地域の方から直に状況を伺ったところであります。

さらに、特に由利地域を中心にではありましたが、被害の規模が大きく、総合支所では膨大な業務量に対応しきれない状況が生じたことから、被災された方々への対応に手拔かりが生じないよう、7月29日付で人事異動を行い、必要なマンパワーを投入し、全庁挙げての災害対応としたところであります。

私といたしましては、災害対策本部長としての責務の完遂と、さらにきめ細やかな被災者対応に努めましたが、被災者の方からそのような声があることは、私自身、反省すべきと考えております。

被災者の方々が住み慣れた地域で生活再建できるよう、国や県に強く支援を要望しているところでありますが、私の災害対策本部長としての行動を含め、反省すべきところは反省し、改善すべきところは改善して、今後の災害対策に生かしていくとともに、被災された方が一日でも早く日常生活を取り戻せるよう、早期の復旧、復興に全力で取り組んでまいります。

次に、2、インフラの点検と改修についての（１）子吉川左岸の早期改修についてにお答えいたします。

今回の由利地域における浸水被害につきましては、記録的な豪雨により、地域を流れる子吉川が氾濫し、明法地区、森子地区の住宅などに甚大な被害を発生させました。

子吉川については、近年全国的に水害の激甚化や頻発化の傾向が強まっている中、国・県・市・地域の関係機関が連携して、子吉川圏域流域治水協議会を設置し、ハード・ソフト両面の事業を総合的かつ一体的に取り組む流域治水を推進しているところであります。

協議会では、これまで国から示されたロードマップにより、短期的な取組として子吉川の流化能力向上のため、河道掘削や伐木を優先して取り組んでまいりました。

また、子吉川の改修事業の促進については、これまでも市議会とともに要望を行ってまいりましたが、このたびの災害を受け、今後は、さらに沿線の皆様の不安の早期解消を求め、明法、森子地区子吉川左岸の堤防のかさ上げについて、子吉川水系河川整備計画に基づいた具体的な計画策定に着手していただけるよう、国への働きかけを強く行なってまいります。

一方、先月22日には、子吉川圏域流域治水協議会において、再度、災害防止に向けた水災害プロジェクトの立ち上げが決定し、今回の豪雨により、越水や決壊のあった子吉川や県管理河川などの流域治水対策の加速化に向けた取組を始めたところであり、御指摘のあった堤防かさ上げについてもテーマの一つとして取り上げていただくよう働きかけてまいります。

次に、（２）鮎川右岸の越水と国道冠水の改善についてにお答えいたします。

このたびの豪雨による立井地地区の冠水被害は、子吉川の水位上昇に伴い、支川である鮎川の水が滞留した内水氾濫によるものと考えております。

また、平成23年6月の大雨災害で、鮎川の堤防が決壊したことを受け、部分的に改修されていたものの、今回はその上流にある未改修箇所からの越水被害が確認されております。

立井地地区の冠水につきましては、平成24年に国や県、地元関係者による立井地地区内水対策検討協議会を立ち上げ、ポンプによる排水や排水路の整備などの中・長期的な対策、また短期的な対策として雨水を一時的に貯留する田んぼダムを検討してまいりましたが、費用面や地元との調整がつかず、実施には至っていない状況にあります。

この場所は、豪雨の際には、常襲的に内水被害に見舞われ、国道108号も通行止めとなることから、これまでも市と市議会の合同要望において、国道108号のバイパス化の

要望をしておりますが、バイパス化が実現するまでの間は、即効性のある排水ポンプ車による対応が迅速にできるよう、道路管理者である県に要請してまいります。

また、鮎川における今回の越水箇所につきましては、子吉川圏域流域治水協議会水災害プロジェクトにおいて、鮎川の治水対策を加えるよう働きかけてまいります。

堤防の改修など、ハード対策については多大な経費と時間を要することが見込まれることから、まずは地域にお住まいの皆様へ速やかな避難を促すための情報発信など、ソフト対策にも取り組んでまいります。

次に、（３）急傾斜地の点検と急傾斜治山の課題についてにお答えいたします。

急傾斜地付近の住家や生活道路の保全につきましては、県が急傾斜地崩壊危険区域を指定し整備を行う急傾斜地崩壊対策事業により維持されているほか、指定以外の箇所については、大規模な山地災害が発生した場合、県営治山事業により対応しておりますが、住家が少ない場所では、県の補助制度である局所がけ崩れ対策事業や局所防災事業を活用し、市が事業主体となって復旧を行っております。

対象とする急傾斜地の地理的条件や住家など保全対象規模が様々であることから、民有地であっても県や市が危険箇所に適した事業を選定し、整備や復旧を行っており、住民の命を守ることを優先として対応しております。

また、整備された施設については、市と県による合同の土砂災害パトロールを毎年実施するとともに、施設管理者である県も適時、点検を実施しているところであります。

施設の劣化を見つけた場合には、修繕対象となりますが、近年の大雨の頻発化など気候変動を考慮すると、過去の経験を超える状況となる可能性もあり、今後は保全施設の有無に関わらず、危険を感じたときには避難する選択肢を持つことも必要と考えますので、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

次に、（４）河川、道路、農地、農業施設の災害復旧についてにお答えいたします。

このたびの豪雨災害は、経験したことのない甚大なものとなっているほか、市内全域にわたり、道路、河川、農地や農業用施設など被害箇所がかなりの数に上っており、復旧は数年間のスパンになることも見込まざるを得ない状況にありますが、現時点での方針といたしましては、３年以内の復旧をめどに進めてまいりたいと考えております。

また、生活関連道路や農作業に必要となる施設などの復旧を優先し、市民の皆様への影響が最小限となるよう取り組むとともに、生活再建に役立てられるよう、市民の皆様には復旧工事の計画について適時、説明してまいります。

国の農地・農業用施設災害復旧事業につきましては、市町村または土地改良区が事業主体となって事業を行うことが可能となっておりますが、本市では平成17年の市町村合併以降、復旧事業の全てにおいて、市が事業主体となって実施してきたところであります。

農業関係においても、今回の災害は過去に経験したことのない災害箇所数、被害額となっておりますが、これまでと同様に復旧額が国の要件を満たし、かつ受益者から費用負担の同意が得られることなどを条件として、土地改良区からの協力を得ながら、市が事業主体となって災害復旧事業を進めてまいります。

また、復旧に向けては、事業費や復旧内容、スケジュールなど、受益者に対し丁寧な説明を行い、可能な限り早期の復旧が図られるよう取り組むとともに、今回の災害が離

農のきっかけとならないよう、最大限の支援に努めてまいります。

次に、（５）貯水池、ため池等の安全性と不安についてにお答えいたします。

今回の豪雨による被害調査を実施したところ、ため池の被害件数は、由利地域の13か所をはじめ、東由利地域3か所、本荘地域、矢島地域、鳥海地域でそれぞれ1か所の合計19か所となっております。

この被災したため池の中には、決壊した場合に人的被害を与える恐れがあるとして指定された防災重点農業用ため池も5か所含まれておりますが、幸いにも人的被害はなく、直ちに危険を及ぼす可能性はなくなったものの、ため池としての機能は喪失してしまったことから、今後は農業用水確保のため、復旧を図ることが必要になります。

事業手法としては、早期着手が可能な国の災害復旧事業を活用することが一般的ですが、復旧費が膨大なことに加え、受益者負担を求められることから、県などと事業手法について協議を進めているところであります。

なお、被災した防災重点農業用ため池の中には、被災前から県営事業による改修計画に登載されているものもあり、これらのため池については早期の復旧は見込めないものの、従来の計画どおり改修整備として事業実施が可能であり、受益者負担が伴わないというメリットもあります。

地域の受益者には、こうした制度を丁寧に説明したところであり、早急な判断が必要になりますが、市といたしましても、地元にとって望ましい事業手法により復旧が図られるよう、県とも十分に協議を進めてまいりたいと考えております。

また、その他のため池については、国の災害復旧事業による対応を基本としてまいります。

今回の災害は、市内全域に膨大な災害箇所があり、現時点で一つ一つの復旧箇所の完成時期を見通すことは難しい状況にありますが、農家の営農継続への意欲が失われることのないよう、費用負担の軽減を図りながら、可能な限り早期に復旧できるよう取り組んでまいります。

なお、貯水池に関する御質問につきましては、企業管理者よりお答えいたします。

次に、3、法定外公共物の災害復旧と責任の所在についてにお答えいたします。

通称青道、赤道等の法定外公共物は、地方分権一括法により、平成14年から17年にかけて、市が国土交通省より譲与を受けたものであります。

法定外公共物の維持管理につきましては、それらを利用する人や用途が限られていることから、実際に利用している受益者が管理者として行っていただくことが基本とされております。

したがいまして、7月の豪雨により被災した法定外公共物につきましては、農業用施設など特定の受益者がいる場合には、受益者が管理者として復旧を行うこととなります。

一方で、管理者がいない法定外公共物につきましては、土砂崩れや倒木などにより、下流域に影響を及ぼす恐れがある場合には、市が復旧を行ってまいります。

また、法定外公共物の総点検につきましては、所有している数が膨大なことから、現実的には難しいものと考えておりますが、各地域の皆様からの情報提供等により、異常箇所の把握に努め、施設管理者がいる場合には、その管理者へ改善に向けた指導を行っ

てまいります。

次に、4、災害時の被災地、被災者との連絡体制についての（1）避難所の在り方についてにお答えいたします。

避難所とは、災害によって住宅を失うなど被害を受けた人や被害を受ける危険性がある人が、一定の期間避難生活を送る場所とされております。

災害対策基本法施行令には、市が避難所として指定する条件が示され、さらに、市地域防災計画では、対象とする異常な気象現象の種類ごとに避難所が定められております。

また、多くの地域の集会所などは、指定避難所として指定されておりましたが、発災時に避難者等が自ら開設する広義の避難所として、類型の一つに位置づけられております。

災害から一定の期間身を守る避難方法は、市の指定避難所への避難のほか、災害発生状況に応じて、町内会の集会所の避難、自宅の安全を確認した上での在宅避難、安全な駐車場での車中泊避難など、様々な方法があります。

7月24日からの豪雨に対応する避難所は、河川の増水や降水の状況などから、由利地域や東由利地域など、市内の各地域に市の指定避難所を開設するとともに、被害の大きい由利及び東由利地域においては、各町内会等の判断において、自主的に町内の集会所が避難所として開設されたものと認識しております。

市では、被害の大きかった地域の町内会には、災害廃棄物の仮置場開設の調整や、建物被害認定調査などの要件で連絡を取り合っており、初動対応の中で自主避難所の開設・運営状況を連絡いただいた町内会もあったものの、聞き取りが十分できなかった結果、把握できなかった町内会もあったところであります。

今後は、情報の収集、伝達手法として、町内会や自主防災組織に対して、災害時に情報を求めるのみではなく、相互に情報を共有できるように、わが家の防災マニュアルに反映させてまいりたいと考えております。

東日本大震災や能登半島地震では、防災の拠点となる地方自治体の庁舎そのものが被災して、各総合支所間を結ぶ防災行政無線や通信インフラが使えなくなり、災害対応へと出動する職員の多くが被災するケースも発生しており、市としてできることはもちろん全力で対応していくこととしておりますが、地域防災を担う主体として町内会や自主防災組織が、自分たちのまちは自分たちが守るという共助の意思を堅持し、連帯感に基づいた地域の自主的な防災活動が必要となることも御理解いただきたいと思います。

自らの命は自らが守るを基本にしつつ、市民の防災意識のさらなる向上を図るため、日頃から避難所までのルートや様々な避難の形をイメージしていただくとともに、家庭備蓄の推奨など、日頃から防災行動について幅広く問題意識を持っていただけるよう、まちづくり宅配講座などを通して、今後さらに力を入れて働きかけてまいります。

次に、（2）災害廃棄物の扱いと連絡体制についてにお答えいたします。

このたびの豪雨災害では、被災された皆様が直接持ち込まれる災害廃棄物の受入れにつきましては、本荘清掃センター及び本荘一般廃棄物最終処分場で7月26日から開始するとともに、速やかな片づけ作業に対応するため、2週にわたって休日も開場し、多くの皆様に御利用いただいたところであります。

また、市民の皆様には災害廃棄物をより速やかに処理していただくための仮置場につきましても、刻々と変化する被災状況や必要な収容スペース、被災地からの距離等を考慮しながら、市が直接管理するものとして、東由利地域では、げんき館駐車場に7月26日から、由利地域では、善隣館前の緑地に7月29日から、久保田ゆりヶ台に7月31日から、それぞれ開設したところであります。

このほか由利地域では被災の大きい集落の代表者等と協議を行いながら、より速やかなごみ排出を図るため、7月26日以降、集落単位の仮置場5か所を順次開設したところであり、周囲の住環境への配慮や仮置場から災害廃棄物の撤去処分作業をスムーズに行うため重要となる、ごみの分別につきましても、被災された状況でありながら町内会や住民の皆様には御理解・御協力をいただいたことで、おおむね効率的な撤去処分作業に結びつけることができております。

しかしながら、一部には市の対応が遅かったなどの御批判もいただいておりますので、今回の市の対応について地域の声を伺いながら検証し、仮置場の設置時期や設置場所、設置判断基準等の検証を行い、様々な災害や規模に応じた仮置場設置マニュアル等を作成するなど、有事において市民の皆様が災害廃棄物をできるだけ速やかに片づけることができるよう備えてまいります。

また、市民の皆様に対しましても、平時から災害への備えや、被災時におけるごみの分別や処分方法などについてお知らせすることに加え、災害時に応援していただくボランティアの皆様に向けたごみ分別を含めた活動案内を作成し備えるなどし、有事における迅速なごみ処理体制の構築を図ってまいります。

次に、（３）職員の対応とマンパワー不足についてにお答えいたします。

本市は沿岸域から山間部まで広大な面積を有するとともに、様々な地域特性を持っており、特に今回の豪雨災害においては、洪水、土砂災害による道路等の損壊などにより、防災関係機関の組織的な活動等に支障をきたし、時間を要する場面もあったと認識しております。

また、由利地域・東由利地域及び西目地域に被害が集中し、これらの地域では、普段の支所全体の業務にプラスして、災害初動対応から災害復旧業務に対応しなければならない状況になったことから、当然のことながら、職員個々人の業務負担増大に伴い、マンパワーは不足し、十分な対応とは言えなかったケースも生じたものと受け止めております。

こうした課題への対応として、被害の集中した由利地域と東由利地域に対し、本庁ほか被災が軽微な各総合支所からの職員動員を行うため、人事異動を行い、避難所の運営や災害ごみ処理の対応、罹災証明書の発行に係る建物被害調査、公共土木施設、農地・農業用施設などの被害状況確認業務に全庁を挙げて対応したところであります。

また、このほか、災害時相互応援協定に基づいた福島県いわき市や秋田県からの職員派遣、国土交通省、東北農政局から公共土木施設や農業施設などの被害調査のために職員を派遣していただくなど、心強い応援を受けております。

御質問の退職された元市職員の人材活用につきましては、災害時のみならず、平常時から地元町内会の自主防災組織や地域の防災リーダーなど、地元住民に寄り添い、現役時代に培った知識や経験を基に、住民と市とのつなぎ役としての活躍を期待していると

ころであり、その力をお借りすることにつきましては、今後検討してまいります。

次に、5、ライフラインの確保について、断水の原因は何かについては、企業管理者からお答えいたします。

次に、6、激甚災害指定についてにお答えいたします。

国の農地・農業用施設災害復旧事業の補助率は、通常、農地が50%、農業用施設においては65%と定められており、国の補助残から市の負担分を差し引くと実質的な農家の負担率は農地が25%、農業用施設が7%となっております。

また、激甚災害に指定された場合には、国庫補助率がかさ上げされ、農地、農業用施設ともに90%以上の高い率での補助となり、農家の負担率は約1%から4%まで軽減されるものと見込まれております。

一方で、市の農地・農業用施設への単独災害復旧事業費補助金については、激甚指定に伴うかさ上げ補助はありませんが、県が市の補助実施を条件として3分の1をかさ上げ支援する小災害支援事業を実施する見通しとなっており、これにより農家の負担軽減が図られることとなります。

今回の被害を受け様々な事情を背景に、復旧をちゅうちょしている農家の皆様がいるとも伺っておりますが、まずは営農継続に向けて御検討いただきたいと考えているところであります。

また、こうした課題のみならず、被災された皆様が抱えている不安に対しましては、国、県などと十分連携を図りながら、課題解決に向けたきめ細やかなアドバイスを行い、今後の営農再開につながるよう取り組んでまいります。

次に、7、新ごみ処理施設整備事業の計画4年先送りについてにお答えいたします。

これまで計画を進めておりました新ごみ処理施設につきましては、令和6年1月に算定した概算事業費を基に、財政面への影響や既存施設の老朽度などについて検証を行うなど、検討を重ねた結果、現在の大変厳しい財政状況を踏まえると、計画どおりの整備は困難であると判断されたことから、建設の時期を先延ばしするという結論に至ったところであります。

御質問の新ごみ処理施設の目標とする稼働年数につきましては、供用開始から20年目に基幹的改良工事を実施し、その後も適切な運転管理と保守を行うことで、少なくとも30年を超える期間、稼働できる施設として計画をしております。

一方、現有施設につきましては、使用限界時期を明確にお答えすることはできませんが、新施設稼働までの間、経過年数や利用状況に応じた修繕を行い、安定したごみ処理を継続してまいります。

なお、これまで造成を進めておりました敷地やアクセス道路につきましては、周辺地域の環境に配慮した措置を行い、事業再開まで適切に管理してまいります。

また、施設整備事業を先送りしたことによる事業費増大などのリスクにつきましては、引き続き、整備内容や事業者選定の審査方針を検討し、建設から運営まで事業全体の効率性を高めるよう努めてまいります。

私からは以上であります。

○議長（長沼久利） 三浦企業管理者。

【三浦守企業管理者 登壇】

○企業管理者（三浦守） それでは、高橋信雄議員の企業局関係の御質問、2、インフラの点検と改修についての、（5）貯水池、ため池等の安全性と不安についてにお答えいたします。

黒森川系貯水池は、黒森川第一貯水池、黒森川第二貯水池及び子吉ため池からなる、由利本荘市最大の自己水源であり、総貯水量は300万立方メートルとなっております。

7月24日からの豪雨では、第一貯水池の平常時最高水位より最大で48センチメートル水位が上昇しましたが、洪水時に一時的に貯水できる最高水位は、平常時最高水位より1メートル高く設定されていることから、越水の危険性はなく安全性は保たれております。

また、平常時最高水位から堤体の上部までは3メートルあり、このたびの豪雨時の最高水位から堤体上部までは2.52メートルとなっております。

流量調整や強制放流の機能につきましては、水運用のための油圧式開閉ゲートは備えておりますが、余剰水は放流設備である余水吐けから自然放流する構造となっており、強制放流設備は設置されておられません。

なお、第一貯水池より上流にあります第二貯水池と子吉ため池については、平常時最高水位より20センチメートル程度の水位上昇であり、洪水時に一時的に貯水できる最高水位までは十分余裕がありました。

いずれにいたしましても、今回のような豪雨に見舞われても、貯水池の機能は十分に確保され、安全性は保たれておりますので、今後も引き続き適切な維持管理に努めてまいります。

次に、5、ライフラインの確保について、断水の原因は何かについてお答えいたします。

7月24日からの豪雨で、堰口・平石地区においても、水道施設の破損による断水が発生しました。

御質問の断水の原因につきましては、豪雨によりのり面が崩れ、流れ出た大量の土砂により消火栓が押し倒され、水道管との接続部が破断し、漏水したため配水ができなくなったものであります。

このたびの豪雨では、大量の土砂と流水に阻まれ、堰口・平石地区では復旧までに3日を要しましたが、今後も被災の状況に応じ、迅速な対応に努めてまいります。

以上であります。

○議長（長沼久利） 17番高橋信雄さん、再質問ありませんか。

○17番（高橋信雄） 答弁ありがとうございます。確認も含めて再質問させていただく点は何点かあります。

まずもって、今回の災害に国の機関、専門員だったり、県、それから消防団員、消防署員、それに他自治体、ボランティアの方々から多大な御支援、協力をいただいたことに本当に感謝申し上げます。

大規模災害に遭って初めて知ることがありました。例えば、インフラだと2か月、それからほかの農地等だと3か月以内に災害の調査を行わなければいけないとか、いろいろなことが出てきたのですが、大変な激務、仕事の多さにそういう方々の協力がなければ、スムーズに進まないのだと実感しております。

今後、多くの被災箇所の災害査定等もありますでしょうから、ますます職員の方々の御配慮をお願いしながら進めていただければと思っています。

それでは、最初に1、災害対応のタイムラグ等の検証についての(4)市政のメッセージとアナウンス効果は不足しなかったかという点を再質問いたします。

市長が離れられない。これは当然、いろいろな話を聞いておりますので、会議等、それから県、国との打ち合わせもあったでしょうから大変な作業だと思っていますが、1点、私の普段の思いとしては、そのために副市長が2人いるので、やっぱり手分けして大きな被災地域はぜひ見舞われるべきで、それが肝要だったなと思っているところです。もちろん、それぞれの方が暇だとか、時間があるとかと申し上げているわけではないのですが、時間を見つけていただいて、見舞いをされることが肝要でなかったのか。市長が回られた被災現場では、市長、来たな、見てもらったなという、心穏やかに落ち着いたような、被災に遭われながらもそういう話がありました。私は、そうやって市のトップの方々が現場に足を向けることが、被災者の方々の今後の安心感とか、よりどころにかなりつながっていると実感しましたので、ぜひ、副市長を含めた3人がおられるのですから、今後に生かしてほしいのですが、改めて、所見を伺います。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問にお答えいたします。

先ほど答弁でもお話ししたように、まず今回、いろいろな御指摘も先ほどの質問の中でありまして、反省すべきは反省すると考えているところではありますが、私も、先ほどお話ありました副市長等々も可能な限り、現場のほうは実際に見させていただいています。例えば、農地環境も、今3,000か所を超える場所だとか、なかなか全部見て歩くというのはやっぱりかなわないというのも正直なところでありまして、できるだけ現場に行って声をかけることが肝要だということは、全く、高橋信雄議員のおっしゃるとおりでありますし、私自身もそういう思いであります。

一方で、今回、副市長等々もかなり現場を見ておりますし、私どももほぼ毎日のようにいろいろな会議を開催しています。現場に行っていないと言われるとそれまでなんです、各地域からの情報については、私どものところにもかなり上がってきて、現場の状況についてはかなり把握させてもらっていたというような思いはあります。

いずれにしても、多くの市民の皆さんに声をかけるということは非常に大事なことであり、時間に関係であったり、いろんなことをこれからも反省しながら研究して、より多くの方に声をかけられるようにしっかりと努めてまいりたいというふうに思います。

○議長（長沼久利） 17番高橋信雄さん。

○17番（高橋信雄） ありがとうございます。市長が話されていたように、かなり動かれていたと私も認識しています。職員の方々もかなり広範囲に動いているというのは私も分かっているのですが、意外と被災した方々が来たのを知らなかったりとか、市の職員と分からなかったりとか、県の職員なのか、国の職員なのかも分からないというあたりもあって、意外と被災した方々の実感につながらなかった面が結構あるという感じを受けましたので、そういうことを踏まえて、やっぱり今後の課題になると実感したところですので、よろしくお願いします。

続いて、2のインフラの点検と改修についての（1）子吉川左岸の早期改修について伺います。

この件につきまして、秋田河川国道事務所の子吉川出張所に伺って話を聞いてきました。何ぼ低いというのは示してくれませんでした。明らかに低いのが分かっていた。数字として、実感として確認したいと思っていたのですが、1メートル以上という表現でいいのではないかというあたりで終わってしまいました。

この復旧については、堤防のかさ上げに関しては3桁国道ですので県の管理、それから河川は国の直轄地、堤防が国道と一体化して走っている部分がちょうど低くなっている。お話では国の予算だけでなく、県との協議があって、県がどうやっていくか、国だけで決められないというようなニュアンスで話されておりました。

国道が今のところ堤防と一体型なので、今後、県にも併せて強い要望をしていかないと、多分実現が遅くなってしまうのだと思います。その面も含めて、今後、議会としてもいろいろな活動をしなればいけないとは改めて思っているところですが、県の部分がかなりあるという話で受け取りましたので、その点について、市長のニュアンスというか、今のような協議の中で進言等ありましたら教えてください。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問にお答えいたします。

そこについては、かねてから危険な場所だというような認識があって、それで市議会との合同要望の中でもそこは含めさせていただいてきたところであります。改めて今回、大変危険だということは認識をしております。先ほど答弁しましたが、子吉川圏域流域治水協議会というのをまず早急に開催いたしまして、これは国、県、そして私も、それから学識経験者等々も入っての会議を開きました。

その中で水災害プロジェクトというのをまずしっかりと立ち上げるということで、今回協議になっていまして、その中でも今の堤防のかさ上げについてしっかりと話題になっていますし、これから私からも強くその部分についてはいろいろと働きかけをしてまいりたいというふうに考えております。

今後も議会との合同要望等々で、そこはしっかりと入れながら、当局と議会とも合わせて、しっかりと国、県にこれから強く働きかけてまいりたいと考えますので、よろしくお願いします。

○議長（長沼久利） 17番高橋信雄さん。

○17番（高橋信雄） 続きまして、2の（3）急傾斜地の点検と急傾斜治山の課題について。

表現が難しかったので急傾斜治山というような造語になりましたが、こういうところに対して、県道の南由利原鮎川線の石油資源開発のちょっと手前のところが、昨年、治山事業で終わったところが被災して、県道にかなりの土砂が流れてきていました。

若干、批判的に聞こえる表現になるかもしれませんが、治山事業で整備したところが被災して県道に大量の土砂が流れてきたのですが、建設側が見に来て、これは農林の土だなと言って行ったそうです。いわゆる被災した土が事業として前年まで農林の予算でやっていたのでしようがないと言えしやうがないのですが、農林の土だなと言って建設が帰ったという話が笑い話になってしまいました。

私が言いたいのは、行政は縦割りになりがちで予算が付かないと対応できないところがあるのですが、今回の災害を契機にやはり縦割りの弊害をなくすような格好で復旧に当たっていただきたい。そういう意識を持ってもらおうと、マンパワーの質の向上につながるのだと思ひまして、この点を今しゃべっているところですが、答弁に困りますので、答弁は要らないです。

続きまして、2の（5）貯水池、ため池等の安全性と不安について伺います。

貯水池の崩壊がかなりありまして、予算がかなりかかるようです。米山地区に進藤参議院議員が来られたときに3つのため池が被災して、その後に伺ったのですが、15億円ほどかかるというような話がありました。今の見積もりですのでちょっと高く上げているようですが、受益者負担が1%といっても1,500万円になります。単独の集落単位、エリアが狭いので受益者が限られてくると思うのですが1,500万円の負担。補助率をよくしてもらえますのですが、負担というのがかなり大変なことは想像できますので、そういうあたりのいわゆる土地改良絡みの農地でない農業施設に関して、最大限使えるような形の支援というのが今のところ分かりましたら教えてください。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問に齋藤産業振興部長より答弁させます。

○議長（長沼久利） 齋藤産業振興部長。

○産業振興部長（齋藤喜紀） 高橋信雄議員の再質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、今、復旧額についてはもちろん概算というふうなところではありますが、仮の数字で負担率が1,500万円くらいに上るのではないかと試算をしているところです。

市長の答弁にあったとおりですが、これについては、災害復旧事業で向かうとその1%程度の受益者負担、15戸前後と記憶しておりますが、そういった負担が伴うといったところで、受益者については説明をさせていただいているんですが、そこについては正直難色を示されていると理解をしております。

また、これも市長の答弁にあるとおりですが、一方で、このため池につきましては全部ではないですが、もともと県の改修事業計画に上がっているため池で、そのまま改修計画どおり進めていく手法もあります。こういった場合には受益者負担が伴わないところになりますが、ただ一方として、デメリットとしては事業期間がかかってしまうというところもございます。こういったところは、この2つの制度を説明させていただいて、今、判断を仰いでいるところですが、そのほかの手法がないのかも含めて、県のほうと協議をしているところですので、いずれにいたしましても受益者にあまり負担のかからないような事業手法を選択していきたいと考えているところでございます。

○議長（長沼久利） 17番高橋信雄さん。

○17番（高橋信雄） ありがとうございます。災害が起きてからかなり期間が経っていますが、これまでも当局側、また、職員の方々と被災地を回られて、それから復旧に至る経緯を相談しながら、今答弁いただいたように負担を最小化、それから支援の最大化、それから営農の継続という観点を強く意識させていただいているので大変助かると思って、私たちも個別の農家に伝えるようにはしています。

今後ともよりよい方法を探りながら、丁寧に農家の方に説明してもらえればと思ひま

すので、営農の継続という観点を強く意識していただいて説明をお願いいたします。

もう一点は、4、災害時の被災地、被災者との連絡体制についての（1）避難所の在り方についてという点ですが、気になったのが全員協議会のときに堰口集会所への避難が漏れていたという点を気にしていました。その把握ができていなかったのか、記載漏れしたのかを伺います。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問に危機管理監から答弁させます。

○議長（長沼久利） 渡部危機管理監。

○総務部危機管理監（渡部友善） ただいまの再質問にお答えいたします。

結論から申し上げますと、掌握できておりませんでしたところであります。

理由につきましては、それ以外にも独自に町内会等で開設した避難所等がありましたが、掌握できた避難所等につきましては事後に御連絡いただくとか、もしくは総合支所の職員が見つけるとかして情報を掌握しておりました。ただ、その1点の避難所につきましてはできておりませんでした。

これは反省すべきことでありますので、市長の答弁にありましたとおり、今後、相互の情報共有の在り方も含めて、検討して反映していきたいと考えております。

○議長（長沼久利） 17番高橋信雄さん。

○17番（高橋信雄） 私もその点が少し気になっていたところです。いわゆる把握できないことによって、避難者へのいろいろな支援がタイムリーに届かないという点が出てきますので、漏れるというあたりを最大限なくしたい。

私も24日に行っていて、それを行政側に確認する作業を怠っているというか、当然知っているものだと思い込んでしまっている手落ちもありました。やっぱり相互に連絡を取ったり、私のように公的に回っている方も言っているものだという思い込みで、たまに忘れてしまうことがありますので、自分に言い聞かせながら、こういうあたりは連絡をしたり、連携したりしたいと思います。

答弁にあったように相互の情報交換ができるようなシステムをつくっておきたいと思ったところでした。答弁はいいです。

これで私の再質問を全て終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（長沼久利） 以上で、17番高橋信雄さんの一般質問を終了いたします。

この際、午前11時20分まで休憩いたします。

午前11時07分 休 憩

.....
午前11時20分 再 開

○議長（長沼久利） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を継続いたします。

1番阿部十全さんの発言を許します。1番阿部十全さん。

【1番（阿部十全議員）登壇】

○1番（阿部十全） 1番の阿部十全です。私も7月の豪雨についてを主に質問させていただきませんが、まずは、被災された地域の皆様にお見舞いを申し上げたいと思います。それから、一生懸命対処してくださった当局の皆さん、そして、ボランティア等で支え

てくださった皆さんに、また感謝を申し上げたいと思います。

質問に入ります前に、おおむね7月24日の大雨による被害についてですが、名称がありませんので、何回も7月24日というのがずっと質問の上にのってしまいますが御勘弁いただきたいと思います。

それから、この9月定例会の初日に市長からも大変詳しく報告をいただきました。そして、先ほど高橋信雄議員からもこの被害についての思いに答えていただきました。かなり重複する部分がございますが通告しておりますので、主に由利本荘市地域防災計画にのっとして次の段階へ、今回のことを機に当局と議員も一丸となって緊張感を持った災害への今後の取組というところを主に伺ってまいりたいと思っておりますので、よろしく御答弁をお願いいたします。

大項目1、災害対策について、中項目（1）分かりやすい水害リスクの提供と普及啓発活動の今後の方法について伺います。

由利本荘市地域防災計画の中の水害予防計画には、次のように記されております。

「市及び県は住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供のほか、災害時に取るべき行動について普及啓発に努めるものとする。」「水害リスクを踏まえたまちづくりに向け、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮等に対するリスクの評価を検討し、特に豪雨や洪水のリスクの評価に当たっては、浸水深や発生頻度等を踏まえるように努める。また、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。あわせて、市は河川、下水道、雨水について築堤、河道掘削、遊水池、放水路、雨水みぞ、内水排除施設等の整備等を推進するとともに、出水時の堤防等施設の監視体制や内水排除施設の耐水機能の確保に努めるほか、河川、下水道等の管理者は連携し、出水時における排水ポンプ場の運転調整の実施等により、洪水被害の軽減に努める。」とあります。

先ほどの高橋信雄議員もおっしゃっていましたが、10年に一度、また100年に一度と言われる災害はもう頻発しています。由利本荘市では、今年7月、2度も豪雨被害がありました。本市の過去の洪水履歴からも7月、8月に多く集中しております。今後の防災、減災目標の設定を急ぐべきと考え、由利本荘市地域防災計画に基づき災害対策についてお尋ねいたします。

初めに、水害予防計画にあります、分かりやすい水害リスクの提供と普及啓発活動の今後の方法について伺うものです。

水害予防計画には、「住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供のほか、災害時に取るべき行動について普及啓発に努めるものとする。」とあります。

市は、ハザードマップやわが家の防災マニュアルで普及啓発に努めているとしております。市のホームページで検索しますと、詳細な役立つ情報が記載されており、充実した情報量です。さらに閲覧件数や表示内容の理解度、利用度を上げていくべきと考えております。

一部高齢者に話を聞きますと、デジタル情報は探すのが面倒だ、携帯電話は画面が小さくて見えないなど、便利なのは理解いただいているようですが、アナログ社会で育っ

た年齢層への普及は高くないようです。

このたびの洪水被害の現場を見れば、被災されて後処理に追われているのは、現役を退いた高齢者がほとんどで、先の見えない夏場の重労働、被災後の生活再建、農地、田畑に流れ込んだ流木や土石などの対処を誰に相談したらいいのか連絡先もままならない様子でした。

水害予防計画には、「市は、洪水による浸水被害から住民を避難させる基準となる由利本荘市洪水・土砂災害マップを令和3年3月に作成し、関係地域住民や公共施設、避難所、公民館等に配布している。また、ハザードマップを活用した各地域ごとの防災訓練等を実施し、浸水区域、避難所、避難経路の周知を図っている。」とあります。このたびの災害で本市住民の人的被害を免れたのも、こうした不断の啓発活動によるところだと思います。今後のさらなる啓発につながるよう3点伺います。

1点目、7月8日、24日の豪雨で被災された由利及び東由利地域でハザードマップを活用した各地域ごとの防災訓練は行われたのか、各地域ごとの防災訓練等を実施した場所と参加人数を伺います。

2つ目、分かりやすい水害リスクの提供の一例として、全国の小学校でハザードマップを使用した社会科等の授業が行われています。子供たちや高齢者に、分かりやすい水害リスクの提供を市はどのような方法で行うのか、実施した場合の予想される効果などについて伺うものです。

3点目、今年の7月19日に更新されたばかりの由利本荘市のウェブハザードマップに示されていない箇所、東由利地域の寺田、同じく杉森、由利地域の久保田での被害もありました。この3つはハザードマップに示されておりました。見直しの検討はあるのか伺います。

大項目1、災害対策について、中項目（2）小河川の水防について。

災害予防計画第6節水害予防計画からお読みします。「市は、水防体制を確立し、水防団を出動させ、必要に応じて地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、由利本荘市水防計画に基づいて水防要員の確保と水防資機材の備蓄に努め、未改修河川の整備促進を図る。また、洪水により相当な被害を生ずるものとして指定された河川、水位情報周知河川について、氾濫危険水位等を周知するほか、その他の河川についても雨量の情報の活用等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて河川管理者から河川水位等の情報の提供を受けるものとする。」とあります。

7月24日の豪雨被害の現地を見ますと、これまで危険を感じることもなく何気なく通り過ぎていた場所に川が流れていたことや、農業用水路やため池が点在していたことに気づきました。日頃こうした水の管理を行っている組織や団体、個人がいたことを知りました。こうした人々の見回りで日々安全に暮らせていたことに感謝の念に堪えません。

今後の市の水防計画では、未改修河川の整備促進を図るとしております。そこで、3点伺います。

1点目、警戒活動を行って情報を提供してくれている現在の水防団の活動の内容。例えば、見回り、情報提供のほか、簡易な補修などを行うものなのか。その団員数と市の水防資機材の備蓄品と保管場所を伺うものです。

2点目、人員確保が難しい現在、小河川の被害が大きかったことを受けて、今後どのような方法で小河川の管理をしていくのか伺います。

3点目、河川管理者は指定された河川のほか、その他の河川も状況に応じた簡易な方法を用いて市に情報を提供するとあります。簡易な方法とはどのような方法か、また、市への連絡方法を伺います。

大項目1、災害対策について、中項目（3）水防情報等の伝達と被災後の広報について。

同じく災害予防計画第6節水害予防計画からお読みします。「大雨による災害の危険度が高まった場合、国土交通省秋田河川国道事務所及び由利地域振興局建設部は水防警報・氾濫情報の発表を検討する。また、水防警報・氾濫情報が発表された場合は、国土交通省秋田河川国道事務所及び由利地域振興局建設部は市町村をはじめ関係機関へ情報を伝達する。市は、水防警報・氾濫情報が発表された場合、消防機関と協力し、次の方法で住民に伝達し、必要であれば避難指示を発令する。防災行政無線。サイレン吹鳴装置。緊急情報伝達装置。緊急速報メール。防災メール。広報車による伝達。市、消防署、消防団。自治会、町内会など自主防災組織への電話による伝達。インターネット。SNS。」とあります。

7月24日の災害時、敏速に情報を伝達するために地域や状況によって伝達方法が異なったと思われます。広い地域、奥まった山間部、電柱が倒れて使用不能になった電話や電気設備もありました。固定基地からの情報と併せて、移動できる消防や消防団、市などの広報車による伝達が有効と思われます。

被災後1週間、市から何の連絡もなかったと言っている人もおりました。被災後の広報についても、広報車による伝達は住民の安心感にもつながり、大きな役目を果たせるものではないかと考えます。

そこで伺います。水防情報等の伝達と被災後の広報について、主に広報車について伺うものです。広報車による氾濫情報伝達訓練や見回り等で災害へ備える注意喚起を促すなど、これまでの利活用の状況について伺います。

2点目、警報発令後の広報車による水害の恐れ、予測等の氾濫情報の伝達、避難所開設等のお知らせ等の注意喚起は行われたのか。

また、被災後、不安に思う住民に安心感にもつながると思われる広報車による通行止め箇所、迂回路の案内、看板設置等の情報提供やごみ仮置場の告知など地域協力のお願いは行われたのか、伺うものです。

大項目1、災害対策について、中項目（4）災害ごみ仮置場と被災者からの問合せ先について伺います。

被災地でのボランティア活動の経験から、被災後すぐに必要となるのが災害ごみ仮置場です。市の関係部署も経験や訓練などで理解されていたはずですが。

7月24日からの豪雨被害で、25日には東由利地域でごみ仮置場が開設されたと聞き、26日午前中に見ることができました。スポーツ施設の駐車場が充てられ、ごみの分別のために6枚の看板が立てられ、ごみを積んだ車両の導線も矢印で明確に示され、受付には職員がいて、下ろす作業を指示し、手伝っておりました。指定されたごみ仮置場までには車で15分ほどかかる遠い被災家屋でも、指定された場所まで運搬していました。

由利地域では、それぞれの地域で近くの公園や広場、公共施設周囲など仮置場が点在し、狭く小さいスペースで、1週間ほどは住民が管理していたところもありました。ごみの分別もままならない状態でいっぱいになっていました。運び出せずに自宅周辺に積んでいる家屋もありました。

暑さの中、ごみの仮置場を1人で管理していた町内の女性とお話をしていたとき、アイスクリームを差し入れてくれた少年がいました。お母さんが運転する車であちこち回っていたようです。互いにできることを助け合いながら、地域を支え合っている姿に出会いました。行政の対応に関しては、休日の土曜日、日曜日を挟んだことも影響していたのですが、地域により差があり、関係機関の対応が適切だったのか検証が必要だと思います。

ごみでいっぱいになった仮置場に関して、週末にはボランティアが増えることも予想できるので、ごみ置場の対処が必要だとボランティアセンターに報告したら、危機管理課ではないかと言われ、危機管理課に伺いました。ごみは生活環境課と言われ、生活環境課に状況を説明しました。そしたら、外部委託しているので業者の車両の運行次第ということでありました。

災害ごみ仮置場と被災者からの問合せ先について、2点ほど伺います。

災害は季節や時間を問わずに起こり得ることです。地域の特性を考慮し、災害時に即座に開設できて、分別ができる広いスペースでごみ仮置場にできる場所を指定することが必要です。今後の災害ごみ仮置場の設置について、市のお考えを伺います。

2点目、今回の大雨被害に関する問合せ先が、分野別に7か所の受付電話番号が新聞で示されているのを見ました。

被災者から8月9日金曜日に相談を受け、夕方でしたので10日土曜日の午前中に、表示された部署に数度電話をかけましたところ、つながりませんでした。分野別に分けた連絡先情報もありがたいのですが、被害を受けた山や川、インフラ施設等も大事ですが、被災地域や住民からの問合せをワンストップで受け付けるなど、困っている被災者に寄り添った対応も必要と考えます。災害時の被災者からの問合せ先について市のお考えを伺うものです。

同じく大項目1、災害対策について、中項目（5）住民避難状況と避難行動要支援者の避難状況の検証について伺います。

7月24日から大雨後、直ちに市内12か所の避難所、6か所の自主避難所を開設し、1万1,218世帯に避難指示を呼びかけ、69世帯174名が利用しました。

由利地域の善隣館を除いては、27日にはおおむねの避難者が一時帰宅し、利用者がなくなった避難所は順次閉鎖となりました。敏速な対応は住民の安心・安全の心の支えになりました。

由利地域の避難所となった善隣館では、24日の夜に避難された人が、「隣の温泉施設からおにぎりが差し入れられ、入浴も無料で受け入れていただいた。とても助かったし、安心できた」と言っていました。こういった敏速な避難所の開設と人々の心遣いが互いにあったようです。

当局からの被害状況報告によると、避難所での避難行動要支援者の利用がなかったようです。市民の人的被害、死亡件数はなく何よりでしたが、避難行動要支援者への安全

な場所への避難の呼びかけや自助・共助などがあって利用者がいなかったのか、避難できなかったのか、災害時における避難の呼びかけの方法などに疑問が残った次第です。

そこで伺います。このたびの災害の経験を生かし、地域防災力をより強固にするためにも被災地域の住民、指定された避難所を利用されなかった人などの避難状況を検証する必要があると考えます。

また、利用者がいなかった避難行動要支援者の避難状況、どのように避難していたのか検証も必要と考えます。市のお考えを伺います。

大項目 1、災害対策について、中項目（6）側溝の点検・整備状況と今後の対策について。

水害予防計画第 6 の 2（3）河川施設等の整備に 5 点記されておりますので読みます。「①市は、現在改修中の河川については早期完成を図るとともに緊急度の高い河川については、風水害を考慮した河川施設の整備に努める。また、国や県の管理河川については、関係機関に要望し、その早期実現を期する。②県は、ダム事業等の治水対策を促進し、災害防止と河川の保護を図る。③市は、水防倉庫の整備を図り、必要資機材を備蓄する。④市は、短時間に大量の降雨に対処するため側溝、雨水路の清掃、整備を講ずる。⑤市は大規模宅地開発においては宅地開発指導要綱等により調整池等を設けて雨水対策に万全を期す。」というふうにあります。

かつては、市の呼びかけで側溝の泥上げは町内単位で行われていた頃もありました。今も行事として側溝清掃を行っている町内もあるようですが、住民の高齢化、町内会の弱体化などで整備できていない側溝が相当数あるように思います。

現在は車社会に伴い側溝に蓋が施され、雨水の集中する場所では地下埋設の水路が設置されたりしているようですが、今年 7 月の大雨に限らず、旧市内では相当数の雨量があると毎回のようには道路が水たまり状態になる箇所があります。雨量に対して処理容量を超えた場合や土地の高低差など考えられますが、側溝は十分に流れが保たれているのでしょうか。

市内の側溝のあちこちに雑草が育っている箇所があります。特に小さなグレーチングになっている場所で、コンクリート蓋ではなく金属の網目になっていて泥も入り込みやすく、太陽の光も差すので雑草にとってはいい条件です。側溝の一部に土砂がたまっている可能性があり、水はけが心配されます。

大型のグレーチングからのバキュームなどは行われているようですが、水害予防計画の河川施設等の整備の 4 番目に、「市は短時間に大量の降雨に対するため側溝、雨水路の清掃、整備を講ずる。」とあります。

そこで伺います。清掃整備が遅れば、大雨時の内水氾濫を引き起こす原因になることが懸念されます。市内の側溝の定期的な整備点検は行われているのか。危険度の高い側溝清掃は行われているのか。大雨に対処するためのアンダーパスの排水施設の強化と、また、大雨で土砂で埋まった側溝から水があふれ被害が大きくなった箇所が、7 月 24 日、特に国道 108 号のたくさんの場所でありました。こういったところの補修も緊急を要すると考えます。今後の対策について伺うものです。

続いて、大項目 2、洋上風力発電の固定資産税について伺います。

再生可能エネルギー発電施設に係る課税標準の特例措置。固定資産税に関するもので

す。これは資源エネルギー庁からのものです。お読みします。「税制措置により再生可能エネルギー発電施設の導入を促進することで、再生可能エネルギーの普及を促進し、さらなる地域でのエネルギーの安定供給を図るとともに地域の産業創出や雇用確保等、地域活性化等の効果が期待できます。制度の内容では20キロワット以上の風力発電では、固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、課税標準を3分の2に軽減する。」とあります。

洋上風力発電に関わる建設費の高騰など、非常に影響のされやすい事業であります。不確実性のある事業と思われます。また、近年の再エネに関わる法律は、経産省、環境省、農水省、資源エネルギー庁など、新しく定める法律、改正される法律、見直しなど頻繁に行われています。国は再エネ事業に関係する優遇措置を設けて、事業者を支え、再エネを進めています。

こうしたことから税制措置が、今回は3年分なんですが、3年ごとの見直しで、また3年延長されるということも十分に考えられるこの特例措置であります。

そこで、2点ほど伺います。本市では、洋上風力発電施設の固定資産税の増加の要素ありというふうに明記されておりました。財源の収入が見込めるとして、新ごみ処理施設建設の事業着手を4年遅らせる方針を示しました。示された増加の要素ありとした収入見込みとして、どのような情報を基に算出されたのでしょうか伺います。

2点目、固定資産税が発生する算定の根拠となる設備は、計画された2030年末には、確実に本格稼働する見込みができたということでしょうか伺うものです。

以上、大項目2点について質問いたします。御答弁のほうよろしく願いいたします。

【1番（阿部十全議員）質問席へ】

○議長（長沼久利） 当局の答弁を求めます。湊市長。

【湊貴信市長 登壇】

○市長（湊貴信） それでは、阿部十全議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、災害対策についての（1）分かりやすい水害リスクの提供と普及啓発活動の今後の方法についてにお答えいたします。

ハザードマップは、災害が発生した場合に影響が及ぶと想定される区域及び避難に関する情報を地図に落とし込んだものであり、平常時から住民の防災意識の啓発と併せ、災害時の円滑な避難行動につながるよう人的被害の軽減を図ることを主な目的として作成されております。

本市におきましても、令和3年3月に洪水・土砂災害マップ、浸水継続時間、津波浸水予測マップ、火山噴火災害予測マップを掲載したわが家の防災マニュアル、北部地域・南部地域を改訂版として作成の上、全戸配布し、御家族での話合いや自主防災組織を中心に地域と連携の取れた災害対策の検討などに活用いただいております。

このハザードマップには、各地域で起こり得る災害が示されており、このたびの豪雨災害で被災された由利地域では、このハザードマップの災害想定に基づき、毎年、独自に水防団による水防訓練を実施するとともに、本年5月26日に西滝沢水辺プラザを会場に由利地域の水防団99人の参加による洪水被害を想定した市水防訓練を実施しております。

また、東由利地域では、昨年9月2日に地震被害を想定した市総合防災訓練は実施しておりますが、これまでハザードマップを活用した避難訓練は行われておらず、今後の検討課題になると考えております。

高齢者や子供たちへの分かりやすい水害リスクを伝える手段の一つとして、学校や町内会の要望に応え、危機管理課職員が講師となって防災宅配講座を毎年実施しており、令和4年度は12回、昨年度は26回、今年度は既に13回実施しております。

その中では、津波や洪水などの水害への心構えや避難方法を説明しているほか、尾崎小学校ではハザードマップに基づいた校舎内への浸水を想定した実動による洪水避難訓練も全校児童参加により実施されております。

自分が今いる場所がどのような災害リスクがあるのかを知ることは、どの年代においても命を守る上で大変重要であることから、今後もハザードマップを活用した住民の防災意識の啓発を図るため、積極的に防災宅配講座などを開催してまいります。

また、県では現在、全県を対象に浸水想定区域の見直しを行っておりますので、御質問にありました東由利地域の寺田地区、杉森地区並びに由利地域の久保田地区につきましては、浸水想定区域となると伺っており、それを踏まえて本市においても令和8年度にハザードマップの改訂を計画しております。

近年、局地的な大雨を原因とする洪水、土砂災害が多発していることから、関係機関と連携したハード、ソフト一体となった総合的な取組を推進し、市民の皆様の生命財産の等しい安全確保に努めてまいります。

次に、（２）小河川の水防についてにお答えいたします。

水防活動とは、一般的に水災を警戒、防御し、これによる被害を軽減する活動のことで、巡視活動、水防工法のほか避難誘導、救助活動等も含むものとされております。

本市における水防団につきましては消防団が兼務し、その役割を担っており、このたびの災害でも河川や道路等の巡回をはじめ、危険な場所からの避難誘導や各種水防工法による土のうの設置など、水防法に基づき常備消防と連携した活動を行っていただいております、その団員数は8月末現在で1,355名となっております。

このように地域の水防の中核を担う活動を支援するため、本市では水防活動に必要な資機材として堤防からの越水を防止するデルタチューブをはじめ、丸太や掛矢、鉄槌、土のう袋、ブルーシートなどを主に子吉川防災ステーションの敷地内にあります水防倉庫で保管、管理し態勢を整備しております。

市が管理する小河川につきましては、現在、河川改修の計画はありませんが、状況に応じて堆積土砂の撤去や伐木を実施し、流下能力を向上させる取組を行っております。

また、被災した小河川につきましては、公共土木施設災害復旧事業を活用し、河川の復旧を進めてまいります。

河川管理者から本市への情報提供の方法につきましては、国土交通省秋田河川国道事務所や秋田県由利地域振興局からのメールや電話、ファクスで行われているほか、河川水位等の観測データや河川カメラ情報などが随時更新し、配信されておりますので、避難対策に必要な情報を自主的に収集・確認しております。

なお、洪水が発生した場合、市民生活に重大な損害を与える恐れがある子吉川や石沢川、芋川以外の洪水予報河川に該当しない河川の中で、水位計が未設置である小河川の

情報収集につきましては、現状、目視による手段に頼らざるを得ない状況となっていることから、このたびの災害で越水が確認された小河川などにつきましては、河川管理者に対し、水位計や河川カメラの設置などについて要請してまいります。

次に、（３）水防情報等の伝達と被災後の広報についてにお答えいたします。

災害情報は、様々な関連する情報に区分されるほか、そのニーズは時間の経過とともに大きく変化するものであり、特に大きな災害では、被害の大きな地域ほど被害情報が周囲に伝わりにくくなるという特性があるとされております。

本市では、こうした特性を踏まえ、災害発生の恐れがある場合、常時災害時情報を伝達する手段として緊急速報メールや消防・防災メールのほか、LINEなどのSNS、Ｌアラートによるテレビの文字放送などの活用のほか、様々な生活環境下にある市民に対して情報が確実に伝わるよう、複数の手段を講ずることを地域防災計画で示しており、広報車両を用いた災害情報の伝達もその一つの手段となっております。

拡声機能付広報車両につきましては、消防本部、各消防署を除き、全市で合計30台装備しており、各総合支所にも最低１台配置されております。

このため本市では、各総合支所の輪番で実施する由利本荘市総合防災訓練や、にかほ市と毎年交互に実施している土砂災害・全国統一防災訓練において、広報車での避難指示などを周知する情報伝達訓練を実施しております。

また、このたびの７月の大雨により避難指示などを発令した際にも、消防本部や各分署の消防車両や各消防分団車両が避難指示発令区域などを巡回して避難の呼びかけを行っております。

これまで市では、災害後の生活関連情報である災害廃棄物の集積場所の周知や通行止め箇所などの情報について、市広報やチラシなどで周知しておりますが、広報車による情報発信の意識が必ずしも十分とは言えなかった面もありますので、生活に直結した情報提供は被災された方々の安心感につながることから、今後は被災された方々へ寄り添う手段の一つとして、必要に応じて広報車による呼びかけも実施してまいります。

次に、（４）災害ごみ仮置場と被災者からの問合せ先についてにお答えいたします。

初めに、災害ごみの仮置場の設置についてであります。高橋信雄議員の御質問にもお答えいたしましたとおり、災害ごみの受入れにつきましては、本荘清掃センター及び本荘一般廃棄物最終処分場で７月26日から開始したところであります。加えて、仮置場につきましては刻々と変化する被災状況や必要な収容スペース、被災地からの距離等を考慮しながら、市が直接管理するものとして東由利地域では１か所、由利地域では２か所、それぞれ開設したところであり、さらに由利地域では被災の大きい集落の代表者等と協議を行いながら、より速やかなごみ排出を図るため集落単位の仮置場を５か所に順次開設したところであります。

市といたしましては、地域の声を伺うなどにより、このたびの対応を検証し、仮置場の設置時期や設置場所、設置判断基準等の検討を行い、様々な災害や規模に応じた仮置場設置マニュアル等を作成するなど、有事において災害ごみをできるだけ速やかに片づけることができるよう備えてまいります。

次に、被災者からの問合せ対応につきましては、各種支援の問合せ先を市のホームページや広報ゆりほんじょう、支所だよりでお知らせし、本庁各課での分野別の問合せ

対応を行ったほか、由利及び東由利総合支所においては休日も被災者の問合せに対応できるよう職員を配置してきたところであります。

今後は、被災者一人一人の被災状況や生活状況の課題等に対応できる専門的な人材育成や、ワンストップで相談対応できる窓口体制の整備など、被災者に寄り添い、生活再建を支えられる対応ができるよう、被災者対応の在り方について研究してまいりたいと考えております。

次に、（５）住民避難状況と避難行動要支援者の避難状況の検証についてにお答えいたします。

各地方自治体における避難情報等を発令する際の基準として、避難情報に関するガイドラインが内閣府から示されており、本市においても、このガイドラインを基に気象台から危険度の高まりに応じて段階的に発表される防災気象情報なども勘案しながら、避難指示等の発令を行っております。

避難行動に時間を要する避難行動要支援者等に対しましては、防災気象情報警戒レベル３の段階で高齢者等避難を発令し、災害が発生する前までに指定避難所等への立ち退き避難が完了できるように努めております。

しかしながら、今回の豪雨災害では想定を超える大雨が短時間で降り注ぎ、既に災害が発生している恐れがあったほか、瞬時に拡大していくことが予想されたため、被災の可能性があった地域の住民等に対して、段階を踏まずに避難指示及び緊急安全確保を発令しております。

避難行動は、災害リスクのある区域等からの立ち退き避難が最も望ましいとされるものの、洪水等については、住宅構造の高層化や浸水想定が明らかになってきていることなどから、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等においては、上階への移動により計画的に身の安全を確保することも可能であるとされ、この行動が屋内安全確保として居住者等がハザードマップ等を確認した上で、自らの判断でとれる避難行動ともされております。

しかしながら、今回の災害は１時間当たり５０ミリという短時間に非常に多くの降雨があった地域や時間帯もあったことから、立ち退き避難の必要性を感じながらも、移動手段の確保や御自身のお体の状況により避難所に行くことにためらいを感じ、屋内安全確保をされた避難行動要支援者の方もいたのではないかと思料しております。

このたびの大雨による住民の避難行動の実態については、自主防災組織の活動状況や被災者のその後の生活再建状況の確認などとともに、今後の避難指示発令や避難誘導のタイミングなどについて、より精度を上げられるよう調査・検証を行ってまいりたいと考えております。

避難行動要支援者の避難行動については、むこう三軒両隣たすけあい事業により、お一人お一人に寄り添った個別避難計画の作成を推進していくほか、この大雨災害における住民の方の避難状況について確認し、立ち退き避難を必要とする避難行動要支援者の方がちゅうちょせず避難行動を行えるよう、さらに研究を進めてまいります。

次に、（６）側溝の点検・整備状況と今後の対策についてにお答えいたします。

市道の側溝管理につきましては、市職員による落ち葉やごみの除去、排水機能の点検などを必要に応じて随時行っているほか、市民の皆様からの情報提供により、泥上げや

バキューム車での吸引作業を実施しているところであります。

本荘地域では、春と秋の年2回、側溝の清掃作業について、市民の皆様や町内会からの御協力をいただきながら実施しており、側溝清掃が雨水排水能力を確保し、大雨の際には、冠水・浸水被害の抑制につながることにについても広報やホームページで周知しているところであります。

7月の豪雨では、由利地域や東由利地域を中心に土砂で埋まった道路の側溝が数多く確認されており、交通の支障となった箇所や道路の路面排水を処理できなくなった箇所もあることから、今後、復旧作業を進めてまいります。

今回のように大規模災害が発生した場合には、復旧までに時間を要しますが、町内会やボランティアの皆様が泥上げ作業をすることで、早急に機能を回復させた事例もありましたので、町内会などによる御協力もいただきながら、側溝の機能回復に努めてまいります。

次に、2、洋上風力発電の固定資産税についてにお答えいたします。

洋上風力発電施設に係る固定資産税につきましては、地方自治法に規定されており、公有水面を含めた市町村の境界に関する手続等により、市町村の地先の水域等は、その区域に含まれるものとして取り扱うことが適当とされていることから、本市沖に建設予定の洋上風力発電施設は本市で課税できるものとなります。

先月の全員協議会でお示しした財政見通しにおける洋上風力発電施設の固定資産税につきましては、秋田県が主催した洋上風力発電に係る地域共生事業検討会議において示された試算データを基に推計したものであります。

県では、出力規模を84万5,000キロワットと想定し、これに資本費と減価残存率、税率を乗じ、再生可能エネルギー設備に係る課税標準の特例を加味して算出しており、由利本荘市沖の課税初年度の固定資産税については、26億1,000万円と見積もっております。

一般的に固定資産税などの地方税が増収になると、その75%が地方交付税から減額となることから、実質的に増収となるのは増収分全体の25%となります。

これにより、県が試算した結果に基づく固定資産税額の25%に相当する額は、約6億5,000万円となりますが、あくまでも試算であることを考慮し、堅く見積もって純増分を5億円程度としたところであります。

本市沖洋上風力発電事業につきましては、これまで事業者より2030年末の運転開始を目指して作業を進めていると伺っており、推計に当たっては、それを前提に、その翌年度からの固定資産税の課税を見込んでいるところであります。

このたびの洋上風力発電施設の固定資産税につきましては、現時点での限られた情報の中で推計を行ったものでありますので、再エネ事業者に対する税制の優遇措置の延長や見直しなども念頭に置きながら、国や事業者の動向などを注視しつつ、新たな財源が確保されることをもって、財政規律が緩むことのないよう、健全な財政運営に努めてまいります。

以上であります。

○議長（長沼久利） 1番阿部十全さん、再質問ありませんか。

○1番（阿部十全） 御答弁ありがとうございました。また、今回の9月議会は、こうし

た洪水が地元に起きて、ちょっと油断していた部分に刺激がピッと入ったものと思い、今後の対策というところを主に伺っていこうというふうなことを冒頭に申し上げさせていただきましたので、それに沿った再質問とさせていただきます。

令和3年3月に改訂されましたわが家の防災マニュアル、こういったものを使って各地でいろいろ行っているということを伺いました。

○議長（長沼久利） 1番阿部十全さん、項目番号を……。

○1番（阿部十全） 大変失礼いたしました。大項目1、災害対策についての中項目（1）分かりやすい水害リスクの提供と普及啓発活動の今後の方法について伺うものです。

その中で2つ目にお伺いしました分かりやすい水害リスクの提供ということで、学校でのハザードマップ等の使用。こうしたことを子供たちがやっておくことで、10年後に自分のまちが洪水にあった場合は非常に役に立つように思います。こうしたハザードマップを使用した広報というんでしょうか注意喚起、そして高齢者に対する同様のことも今後進めていくのかどうか伺うものです。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問に危機管理監から答弁させます。

○議長（長沼久利） 渡部危機管理監。

○総務部危機管理監（渡部友善） 阿部議員の再質問にお答えいたします。

進めるのかどうかとの問いに対しましては、ぜひ、進めていきたいと考えております。

内容につきましては、先ほどの市長の答弁にも一部重複しますので、具体的にどうするということはないんですけれども、特に、今、危機管理課で進めております防災宅配講座は、かなり御高齢の方も参加されておりますので、そういったことを地道に続けながら、わが家の防災マニュアルの有効性なども強調して、訓練等の参考にしていただけるように進めていきたいと考えております。

○議長（長沼久利） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） ありがとうございます。高橋信雄議員からもありましたが、実際に被災された高齢者のもう7割からの人たちは、基本的にデジタルが非常に苦手な方たちで、今回も相当置いていかれたという感じを受けているという高齢者がたくさんおりました。

地域によって、一括してこれをやっておけばいいというものではなくて、そういった高齢者に向けた、もうちょっと分かりやすい方法を進めていかないといけないのではないかなと思います。高齢化率がこれからどんどん高くなっていく状況での、こうした注意喚起の方法について何かお考えでしょうか、伺うものです。

○議長（長沼久利） 渡部危機管理監。

○総務部危機管理監（渡部友善） まず一番は、町内会もしくは自主防災組織等、その地域の現状をよく御承知されている方々との連携を取りながら、自分の身は自分で守るということを強調しつつ、さらに防災に強いまちづくりの一助として推進していきたいと考えております。

○議長（長沼久利） 1番阿部十全さん。

○1 番（阿部十全） 続いて、大項目 1、中項目（2）小河川の水防について伺います。

たくさんの消防団の皆さんが、この水害予防計画の中に書いてある水防要員というものだったのだなということで、ちょっとした安心感を抱きました。ありがとうございます。

こうしたたくさんの人たちが、生活に大事な水回りというものを見ていただけているんですが、高齢化によって小河川を管理するということが大変難しくなっていると思うのです。2つ目に質問しました人員確保が難しい現在、小河川の被害が大変大きかったことを受けて、今後どのような方法で小河川の管理をしていくのかと質問しましたら、大きな石とか土砂の撤去、撤収、しゅんせつ、それから雑木の撤去等々を行っていくということなんですが、小さな川が集合して流れ込んだところが、今回は大きな被害を受けていました。

事前にそういったことをやっておくのも大事なんでしょうが、そこをウオッチする、警戒している人たち、そういう人たちについて伺いたいなと思ったところでございます。そういった人員確保が難しくなったところ、隣とも離れていて情報がなかなか密にならない地域が、次の被災地の予備群になるのではないかなというふうな思いでありまして、その河川管理者がいなくなっていく小さな河川について今後どのようにしていくのかということをお願いしたかったのでございますが、お願いいたします。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問に危機管理監から答弁させます。

○議長（長沼久利） 渡部危機管理監。

○総務部危機管理監（渡部友善） 阿部議員の再質問にお答えいたします。

阿部議員の問題認識は、大変重要であると考えておりますが、ただ、しかしながら、高齢化が進み、人口減少が進む。その中で現状を目視による確認をせざるを得ないという状況から、今後、消防団、水防団をいかに活用するかというのはちょっと失礼な言い方ではありますが、連携を取りながら情報収集の方法なども検討していく必要があるのかなと強く認識しております。

○議長（長沼久利） 1 番阿部十全さん。

○1 番（阿部十全） ありがとうございます。そういった今回記載されていなかった、小河川が集まって狭くなっている部分というのは今後も可能性があるのも、そういったところを抜粋して、住民の皆さんに特に気をつけてくださいというような注意喚起も必要なんではないかと思えます。

また、水位計を設置したり、カメラを設置したりしていきたいということでありますので、そういったことも住民の皆さんに理解していただけるように働きかけていただきたいと思います。御答弁ありがとうございます。

続いて、伺います。

大項目 1、中項目（3）水防情報等の伝達と被災後の広報についてであります。

特に広報車についてお話を伺うのでありますが、30台あるということですが、最近、市内を見てもそんなに見ることもない。非常時がなかったということもあるでしょうが、どんどん高齢化になって空き家になるので、絶えず市の広報車が回って地域状況を相当把握していかないと、今回は水害でしたけど、もしかすると空き家からの何か事故

とかいろんなことがあるかもしれない。そういったものも含めて市内の巡回、そういうこともこの広報の中には大きな働きがあると思います。そういった伝達訓練等を行っているというふうに伺いましたけれども、主に地域水防団が消防団であるならば、特に地域のことはよく分かっているわけですから、ポンプ車によるそういった注意喚起は今後お考えなのかどうか、もう一度お答えをお願いいたします。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問に危機管理監から答弁させます。

○議長（長沼久利） 渡部危機管理監。

○総務部危機管理監（渡部友善） この拡声機能付車両は、市で保有しているのが30台、それ以外にも当然、消防本部や分署、もしくは消防団等でも保有しておりまして、今回の災害におきましても水防団であるとかで、そういったマイクを使った周知を当然実施してありました。

阿部十全議員の御質問にありましたこの有効性につきましては、いろいろな使い方が今後考えられると思いますので、この使用の要領、災害発生時のみではなく、災害発生後の寄り添う手段としての活用も、さらに検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（長沼久利） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） ありがとうございます。生活に直結したことで、より強い呼びかけをしていくことも考えていかなければいけないでしょうという市長の御答弁をいただいて安心したんですが、どういったことを行っているかというところと緊急速報メール、それからインターネットによる警報、Lアラート等で告知をしているということで、非常にデジタル系の広報なんです。さっき言ったみたいに、本当にどこ行っても高齢者ばかりなんです。この人たちに届いてないと私は思うのですが、こういったLアラート、緊急速報メール、インターネット等で十分に行き渡っているとお考えでしょうか、その1点をお願いします。

○議長（長沼久利） 渡部危機管理監。

○総務部危機管理監（渡部友善） 阿部議員の再質問にお答えいたします。

デジタル機器単品のみでの情報で、全てが完結するという認識はございません。当然、アナログ手段もしくはデジタル手段、様々な手段を講じまして情報を伝えていく必要があるというのは、強く認識しているところであります。

○議長（長沼久利） 1番阿部十全さん。

○1番（阿部十全） ありがとうございます。今回も電柱が倒れて停電になった場所、電話が不通になった場所等々ありまして、こういったデジタル機器が全く使えなかったという地域もありましたので、ぜひ、そういったことも高齢化という地域の特性を踏まえた対策をお願いしたいものだと思います。

続いて、中項目（4）災害ごみ仮置場と被災者からの問合せ先についてですが、こちらでも問合せ先はホームページ、広報等で掲載していますということでございました。災害時の被災者からの問合せ等も先ほど、できるだけワンストップでいく、それから様々なことがあるのでマニュアルを作っていきたいというふうなお答えでございました。いつくらいまでの検討で、このマニュアルを作成するのか、お願いいたします。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問に危機管理監から答弁させます。

○議長（長沼久利） 渡部危機管理監。

○総務部危機管理監（渡部友善） 災害には大きく、リスクと捉えるのか、クライシスと捉えるのかという考え方がありまして、今回のような大雨災害であるとクライシスで該当すると思います。

クライシスというのは、例えば、その段階でマニュアルを見て何かすると言っても、それは当然手遅れの状況になりますので、リスクであれば事前の準備で対応できる。クライシスについては、似たような状況であるけれども、なかなか同じような災害ではないとか、事態ではないというところがありますので、マニュアルは大事であります、マニュアル整備ありきではなくて、まず、今回の災害等を検証しつつ、そのマニュアルの整備を段階的に進めていきたいと思っています。

時期につきましては、まず検証を実施してからというところで考えております。

○議長（長沼久利） 1 番阿部十全さん。

○1 番（阿部十全） 本当にその検証というのがとても大事になると思いますので、しっかりとした検証を行っていただきたいと思います。

また、市長答弁では被災者に寄り添う対応をこれからも研究していきたいというふうにいただきましたので、大変心強い思いであります。

今後のこういった災害について、それこそ高橋議員からありましたマンパワーというものを市職員全員で一丸となって災害時こそ力の発揮時というふうに思いますので、ぜひお願いを申し上げます。

続いて、大項目 1、災害対策について、中項目（5）住民避難状況と避難行動要支援者の避難状況の検証についてでございますが、この精度を高くしていきたいというふうにお答えいただきました。いろんな方法で把握できるような形でというようなことなんです、どのようなことをメインとして、どこの部分に精度を上げていくというのか、ピンポイントでここだけは絶対やりたいというものがありましたら、ぜひお願いします。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問に危機管理監から答弁させます。

○議長（長沼久利） 渡部危機管理監。

○総務部危機管理監（渡部友善） 阿部議員の再質問にお答えいたします。

まず、この精度につきましては、今回の災害等を踏まえまして、個人的な見解にもなるんですけども、いかに情報を取ってその情報を処理する。ただ、今ネットでもいたずら半分に大変だとか上げる人もおりますので、その情報が正しいのか、そういった判断の処置が必要であると思います。

あと、実際に避難指示の発令につきましては、その正しく処理された情報に基づきまして、いかに早く正しく伝えるかが大事なところで、その手段については、今現在、引き続き研究等を進めている段階であります。

○議長（長沼久利） 1 番阿部十全さん。

○1 番（阿部十全） 同様の質問になってしまいますが、本当に高齢者の皆さんが、いわゆる要支援者名簿に登録したい。だけど、どうすればいいのかわからないというような

ことで、まだまだ行き渡っていない。

いわゆる室内安全確保、こういったことをもっときっちりと進めていく。特別、避難所に来なくていいんだ。皆さんが一番安全と思われるところを、自分で確保してくれというようなことをもっと住民に伝わるような形で、ぜひ、進めていただければいいのではないかというふうに思います。

続いて、大項目1の中項目(6)側溝の点検・整備状況と今後の対策についてであります。

もう本当に何十キロメートルに及ぶ側溝があります。道路によっては左右にあるところもあるわけで、その距離数、それを全部見守るとか管理するというのは大変だと思います。

御答弁にもありましたとおり、市民の情報によって動くということが一番効率がいいものだと思います。ぜひ、そういったことを市民の皆さんに、どんどん道路情報をくださいというふうな活動、広報もしていただいて、市と市民とが一丸となっていけば、内水氾濫とか、洪水による被害を少しでも抑える、少なくできるということにつながるのではないかと思います。ぜひ、お願いしたいのですが、市民へ協力を呼びかける方法としてどんな方法を考えているのか伺います。

○議長(長沼久利) 湊市長。

○市長(湊貴信) 建設部長より答弁させます。

○議長(長沼久利) 原建設部長。

○建設部長(原敬浩) ただいまの再質問にお答えいたします。

市では、本荘地域を中心に春と秋の作業を住民の皆様をお願いしています。その手段につきましても、広報などでPRをして呼びかけをさせていただいております。

また、そのほかにホームページでもそういった活動が、水のあふれる原因を除去できるというようなところを皆さんに御案内してありますので、引き続き、そのようなところを全地域に広がるような形で強力に周知してまいりたいと思います。

○議長(長沼久利) 1番阿部十全さん。

○1番(阿部十全) ありがとうございます。鉄は熱いうちに打てというか、今回の被害を受けて市民の皆さんに、それこそ広報車で、道路の側溝が詰まっているところとか、雨が降ったときにあふれるところはありませんかって、ぜひ御一報くださいというふうにして回って歩くというようなことでも、物すごく簡潔に作業ができるし、市民の安心にもつながるのではないかと思いますので、今、本当に市民がまだまだ熱い思いでいるときにこそ、そういった御協力を仰ぐという形もあるのではないかと思います。お話しさせていただきました。

続いて、大項目2、洋上風力発電の固定資産税についてであります。

固定資産税は土地と家屋と償却資産、この3つに税金がかかってくるわけなんですけれども、いろいろなお話を伺いました。どういった情報を基に算出されたのかということなんです、250メートルの幅があるものが60本なので、その海域も固定資産税に含まれるのか、そういった算出もされているのかどうか伺います。

○議長(長沼久利) 湊市長。

○市長(湊貴信) 総務部長より答弁させます。

○議長（長沼久利） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋重保） ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

今回の試算につきましては、あくまでも償却資産に絞った形での対応をさせていただいております。海域については考慮しておりません。

○議長（長沼久利） 1 番阿部十全さん。

○1 番（阿部十全） これが再エネに特化した特例措置ということで、風力発電に関しては土地を含まないというふうになっておりました。でも陸上を見ると、ここから入るなというふうにして立入禁止区域になっているんですが、そこからも固定資産税は入っていない。施設に対しての固定資産税は入っているみたいなんです、そういうふうにかかれておまして、本当に固定資産税をいっぱい頂きたいなら、こういう特例措置とかはなしにして、土地代も頂戴くらいのことで、今、市は非常に困っていて災害もあるんだから、素人っぽく考えればそういったことも考えられるわけでありまして。固定資産税はこうした不確実なのではないかと私は思うんですが、減免があったり、免除があったり、特例措置があったりする。そして償却していくことで当然税額も減っていく。そういった非常に不確実な税金であります。

これで、今回の出されたものにいわゆる洋上風力施設の固定資産税の増加の要素がありって書いてあるんです。ということは、これはもう事業者からこういった措置が含まれてもちゃんとこれくらいのお金は必ずやります。この固定資産税は支払いますよというような確約があったのでしょうか。

あわせて、同じく2023年末には確実に本格稼働する見込みができたということを確認できたので、この巨額な固定資産税でまた大型プロジェクトを進めていきたいということでございますが、その確約がないままで、たら、ればなのではないかという心配をしておりますが、いかがなものでしょうか。

○議長（長沼久利） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋重保） まず前提といたしまして、今回、全員協議会でお示しした財政推計につきましては、新ごみ処理施設に対応した形での財源をどのように見込んでいるかというふうな視点での形であります。よって、今現在で対応し得る、把握しているものをまず挙げて対応したということでもありますので、あくまでも推計であるということでもあります。

よって、その新エネルギーの設備側から見て確実かどうかということよりは、今、分かる範囲で対応できるとすれば、これくらいではないかという形でありますので、前提条件として全てが確実であるかどうかということではなく、今、分かる範囲で見込まれるという考え方でありまして、そもそもその新エネ側からの制度をきちんと検証して、事業者と協議をしたものであるというものではないということを御理解いただきたいと思います。

○議長（長沼久利） 1 番阿部十全さん。

○1 番（阿部十全） これからも経済、財政で市民生活を支えていくわけでありまして、そういった市民に分かりやすい形を取っていかないと、少し勇み足ではなかったのかなと、私はそういうふうに受けました。まだ、入っていない何十億円ものお金を入ると確約もされていない。だけど、予算は出してみたというところにちょっと違和感を覚えた

次第であります。

以上で質問を終わらせていただきます。御答弁ありがとうございました。

○議長（長沼久利） 以上で、1番阿部十全さんの一般質問を終了いたします。

この際、午後1時30分まで休憩いたします。

午後 0時38分 休 憩

午後 1時31分 再 開

○議長（長沼久利） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を継続いたします。

2番小川幾代さんの発言を許します。2番小川幾代さん。

【2番（小川幾代議員）登壇】

○2番（小川幾代） 会派立憲民主党の小川幾代です。議長より発言の許可をいただきましたので一般質問に入りたいと思います。

私からも7月24日からの豪雨の被害に遭われた皆様にお見舞い申し上げますとともに、発災当時から対応に当たられた職員の皆様、そして仕事を休んで市内外、県内外から駆けつけてくれた思いのあるボランティアの皆様にも感謝申し上げます。

また、ここ米どころの秋田でスーパーから米の陳列がなくなったり、令和の米騒動などと言われております。今回の豪雨で離農が進むことがないよう、被害に遭われた方の一日も早い復旧に私も尽力をしていきたいと思っております。

それでは、大項目6項について質問いたします。

大項目1、県で行う18歳までの医療費助成による影響はについて質問いたします。

本市は湊市長が就任した2021年、その年の10月より、高校生年代までの医療費助成を拡大し、多くの市民よりうれしい声が届いておりました。この施策は湊市長の強い思いが実現したのと考えております。

この取組が各地に広がったこともあり、今年8月より、秋田県が18歳までの医療費助成を拡大することになりました。市の自主財源で行っていた事業から、県としての取組となることで、市民に新たな手続など必要な作業があるのか質問いたします。

また、市の財政負担がなくなったことで、新たな取組の実施が可能か、市長のお考えをお伺いいたします。

大項目2、新型コロナウイルスワクチン定期接種とインフルエンザワクチン任意接種への費用助成について質問いたします。

新型コロナウイルスは、2類から5類へ移行されたことにより、高齢者インフルエンザと同等の予防接種法上のB類疾病となりました。

このことに基づき、新型コロナウイルスワクチンの接種は令和6年3月31日をもって、全額公費負担による接種は終了し、65歳以上の方及び60歳から65歳未満で心臓、腎臓、呼吸器などの機能に障害を有する方、身体障害者手帳1級相当であれば、秋・冬に接種する定期接種費用の助成を受けることができるよう、6月の議会にて可決されました。

本市では国の助成と合わせて、市から2,000円の補助をいたします。このことを議決して以降、市民に話すと、新型コロナウイルスワクチンに対して半信半疑であり、費用

面で接種しやすくなったことで接種しようとするということにはならないという反応に出会います。

そこで、国の助成に加え、本市独自に助成するに至った経緯と新型コロナウイルスワクチン接種に対するお考えを質問いたします。

また、新型コロナウイルスワクチンに限らず、様々なワクチンがあります。ワクチン接種については、本人の判断や医師との相談の上、接種することになると考えております。ワクチンの中でも、インフルエンザワクチンに対する費用助成を求める声が若年層から出ております。

そこで、インフルエンザワクチン接種に対する若年層への費用助成について当局のお考えをお伺いいたします。

続きまして、大項目 3、町内会解散への対応はについて質問させていただきます。

昨年、大館市の 2 つの町内会が解散したという新聞記事を読みました。その後、本市でも町内会解散の動きがある話を聞いております。周りの反応は、驚きと町内会が解散するとどうなるんだろうといった声を聞くようになり、質問するものです。

さきに述べた大館市の当該町内会では、ごみ収集が課題となっているようです。ごみステーションの購入費助成は、町内会単位を対象としており、個人の所有ではありません。また、設置後に収集箇所として市に申請するのは個人ではなく、町内単位であるため、町内会が解散したときには自分たちでごみの搬入が必要になるのではないかと想定いたします。

さらには、町内の所有物を考えると会館もその 1 つです。町内会館の処分はどうなるのか、春と秋に行われていた側溝掃除は誰がすることになるのか、赤い羽根募金による歳末たすけあいには、民生委員がいないとその地域に住む方には届けられないと聞きます。地域を支えるパートナーである町内会が解散することで、行政との連携が希薄になることが想定されます。町内会解散に対する相談については、どのようなアドバイスをされ、解散が行われないよう市としてどのような対応をするのか、質問いたします。

次に、大項目 4、クーリングシェルターの実施状況は。

前の大項目で町内会の解散について質問いたしましたが、町内会活動が活発な町内会の話も聞きました。気温が 35 度以上の熱中症警戒アラートが出たときに、公民館を開放する町内会があります。昨年は前もって公民館開所日を示したものを町内に配布しましたが、今年は天気予報を見ながら開所するという形式に変え、実施しているというお話を聞きました。

町内会の活動の広さに感動したところでありますが、今年より本市で始まったクーリングシェルターの実施について、現時点で民間との協定状況、また、民間施設がシェルター開設するに当たって、市からの人的補助や費用補助などのサポートも必要かと考えますが、支援体制について、民間クーリングシェルターを増やすための施策について当局のお考えを質問いたします。

大項目 5、路線バスの運行路線廃止とその後の対応について質問いたします。

市民より、路線バスの運行がなくなり、移動するための交通手段の確保、利便性について不安の声と要望の声を受けました。

岩谷線、赤田線の廃止を検討している話を聞きましたが、路線バスの運行路線廃止に

伴う対応についてお伺いいたします。

また、路線バスで通学している児童生徒への対応についても、当局のお考えをお伺いいたします。

大項目 6、学校敷地内の遊具の修理について質問いたします。

西目小学校の遊具のうち、ブランコ 2 基、シーソー 1 基に使用禁止のテープが貼られております。児童たちより早期修繕の要望を受けました。令和 6 年度の予算を見てみると小学校管理費、学校維持補修事業費では、昨年度と比べ 3,942 万 7,000 円の減額。学校管理費の全体では、燃料費、光熱水費などのエネルギー価格の高騰などあるものの、2,132 万 8,000 円の減額であります。

大変な努力が数字からも見受けられるのですが、教育費が削られるのはどこか心苦しく感じております。子供たちの中には、市内に新たな小学校が建設されるため、市にはお金がないと自分を納得させている子もいました。

確認すると、市内の遊具の点検をしており、市全体の状況を考慮しながら、修繕に取りかかると教えてもらい、現在、修繕に取りかかっていない理由は分かりました。そして子供たちの安全のためということも理解しているのですが、点検、全体との調整、予算、工事開始となると子供たちが遊具で遊ぶ機会が奪われるのではないのでしょうか。

そこで、今後の修繕計画についてお伺いいたします。市内に修繕する遊具はたくさんあると思いますが、校庭内の遊具の数や設置年数など、どのような基準で優先順位を決めているのでしょうか。当局のお考えをお伺いいたします。

以上、大項目 6 項について壇上からの質問をさせていただきました。御答弁のほどよろしくお伺いいたします。

【 2 番（小川幾代議員）質問席へ】

○議長（長沼久利） 当局の答弁を求めます。湊市長。

【湊貴信市長 登壇】

○市長（湊貴信） それでは、小川幾代議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、県で行う 18 歳までの医療費助成による影響はについてお答えいたします。

秋田県では、子供の医療費助成について、本年 8 月より所得制限の撤廃と高校生年代まで対象年齢を拡大しております。

その拡大につきましては、本市では、私が市長に就任した令和 3 年度より実施してきておりますが、本事業の実施主体は市であり、県の制度改正により市民に新たな負担や手続が生じることはありません。

次に、このたびの新たな県補助に伴う市の財政負担の軽減により、新たな取組が可能かにつきましては、市の負担軽減額は、令和 6 年度で約 1,000 万円と試算しているところであり、これをもって直ちに新たな事業を立ち上げるまでには至っておりませんが、これまで取り組んできた少子化対策事業の充実強化に活用するなど、めり張りのある予算配分の貴重な財源として有効活用してまいりたいと考えております。

次に、2、新型コロナウイルスワクチン定期接種とインフルエンザワクチン任意接種への費用助成についてにお答えいたします。

新型コロナウイルスワクチン定期接種は、予防接種法上の B 類疾病に位置づけられて

おり、個人の発病またはその重症化を防止するとともに蔓延の予防を目的としております。

市では、接種を希望する方の費用負担を軽減するため、県内他市の状況も考慮しつつ、満65歳以上の高齢者等を対象に令和6年度は、国の基金からの8,300円と市独自の助成2,000円とを合わせて、1万300円を助成することといたしました。

また、インフルエンザワクチンについては高齢者等の定期接種に加え、令和元年度より、重症化のリスクが高いとされる小児・妊婦の任意接種費用の一部を助成しております。

その他の任意接種対象となる年代への費用助成については、重症化のリスクが低いとされていることや、接種費用に対する国からの財政支援がないことから対象としておりませんが、今後の国の動向や感染症の流行状況、あるいは他市の助成の状況なども参考にしながら、実施について研究してまいります。

市といたしましては、引き続き、様々な感染症を予防するため、保健所や医師会等と連携し、ワクチン接種の体制を整備するとともに予防接種の必要性や効果について、市広報やホームページなどを通して広く周知に努めてまいります。

次に、3、町内会解散への対応はについてお答えいたします。

町内会等の住民自治組織には、地域地域の市民生活の場で、住民相互の連絡や交流等の地域的な共同活動を行うなど、地域社会において非常に重要な役割を担っていただいております。

また、市の業務の中には、住民生活に密着したごみの収集や市広報紙の戸別配布など、町内会との連携や協働なくしては、提供することができない行政サービスもあり、市といたしましても、町内会の存在は不可欠なものであるとの認識に立ち、これまで支援を行ってきているところであります。

そうした中、本市においても町内会解散という問題が顕在化してきており、去る6月、ある町内会の役員の方から、「住民の大半は町内会が必要であると考えているものの、負担の大きい役員の成り手が確保できず、解散を検討している」との相談がありました。

これに対し、市からは、解散した場合、町内会が開催していたイベントや交流する機会がなくなること、コミュニティ機能の減退につながり、地域の防犯・防災力の低下を招くなど、よりよい生活環境を確保することができなくなる懸念が生まれるほか、日々の生活に密接に関連するごみステーションの管理や、集会所の取扱いなどの課題も生じることなどをお伝えしたところであります。

確かに存続に向けて課題を抱えている町内会があるとは思いますが、こうした課題を十分踏まえていただき、直ちに町内会の解散という方向に向かうのではなく、安定的、継続的に時代に合わせた運営ができるよう、活動の縮小や効率化を図る取組や役員の負担軽減に向けた取組等の事例などを紹介しながら、存続に向けて考えていただくようお願いしていきたいと考えております。

市といたしましては、今後も町内会の維持存続に向け、一人でも多くの市民の皆様が、自分がお住まいの地域に関心を持っていただき、住みよい地域づくりに参画していただけるよう、引き続き町内会の意義や活動内容について、広く情報発信を行うとともに

に、町内会の課題について相談があった場合には、それぞれの町内会の成り立ちや運営方法など様々な形態を十分に考慮しながら、存続に向けて支援してまいります。

次に、4、クーリングシェルターの実施状況はについてお答えいたします。

昨年5月の気候変動適応法改正により、本年4月より市町村長は、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止するため、指定暑熱避難施設、通称クーリングシェルターを指定することができるようになっております。

指定を受ける施設は、冷房設備を有するなど一定の要件を満たす必要があり、また、国から熱中症特別警戒情報が発表された際には、開放することが義務づけられております。

本市では、7月1日に市役所本庁舎、各総合支所など、27の公共施設をクーリングシェルターとして指定したところであり、現在の運用といたしましては、熱中症特別警戒情報発表の有無にかかわらず、市民の皆様の涼みどころとして広く開放しております。

また、民間施設については、市が協定を締結の上、指定することができることとなっており、7月1日から市のホームページで募集を開始し、申込みがあった1施設を8月20日付で指定しております。

これまで、運用開始から2か月が経過し、いまだ秋田県に熱中症特別警戒情報は発表されていない状況にありますが、現在の利用状況を見ると混雑などが確認されておらず、施設数については不足していないものと認識しております。

現時点で民間事業者への支援は検討しておりませんが、市民の皆様の熱中症対策のため、公共施設での運用をベースとしつつ、今後も民間施設への導入が進むよう呼びかけてまいります。

次に、5、路線バスの運行路線廃止とその後の対応についてにお答えいたします。

人口減少や少子高齢化の進行が著しい本市では、由利本荘市新創造ビジョンなどとの整合を図りつつ、持続可能な公共交通体系の構築を目的とした地域公共交通に関する計画を策定し、中長期的に取り組んでおります。

しかしながら、昨今の公共交通を取り巻く環境は、今年4月からの運送業の働き方改革による勤務時間の縮減と慢性的な運転手不足が相まって、路線の維持について極めて厳しい状況となっております。

そうした中、バス路線廃止に向けた協議の申出を受けている路線もあり、現在、事業者や関係地域と調整を行っているところであります。

本市ではこれまで、路線バスが廃止された場合の対応といたしましては、一定程度の需要が見込まれる区間については、コミュニティバスによる代替交通の導入を進め、需要は少なくとも細かなニーズのある地域については、小さな移動手段として乗り逢い交通事業を展開し、地域による生活の足の確保に努めてまいりました。

御質問の2路線については、事業者からの廃止協議の申出を受け、代替交通の導入などについて検討しているところであり、岩谷線については、大内地域を運行するコミュニティバスを延伸し、本荘地域内の交通結節点まで運行することで、利用者の利便性を損なわないよう調整を図ってまいります。

一方、赤田線については、その利用者のうち、児童生徒の通学については、路線廃止時の通学手段として、スクールバスの運行を教育委員会と協議しているほか、一般の利

用者については、赤田地区との対話会において乗り逢い交通事業の導入検討を提案しております。

今後も運転手不足が続くとともに、人口減少が見込まれる現状であり、路線バスを取り巻く状況は今後より一層厳しい局面を迎えることが予想されますが、市といたしましては、地域公共交通計画に基づき、引き続き交通手段の維持・確保を図ってまいります。

次に、6、学校敷地内の遊具の修理については、教育長からお答えいたします。

私からは以上であります。

○議長（長沼久利） 秋山教育長。

【秋山正毅教育長 登壇】

○教育長（秋山正毅） それでは、小川幾代議員の教育委員会関係の御質問、6、学校敷地内の遊具の修理についてにお答えいたします。

市内の各小学校には、学校ごとに種類や数は異なりますが、合計で60基の遊具が設置されております。

各小学校では、子供たちが安全に使用できるよう、日頃から適切な管理や点検を行っているほか、教育委員会におきましても、全ての小学校を対象に専門業者による安全点検を本年5月から7月にかけて実施しております。

安全点検の結果、西目小学校を含む7校において状態の悪い遊具が9基確認されたところから、当該遊具については、安全を最優先し、速やかに使用禁止としたところであります。

教育環境の整備につきましては、子供たちが学びやすい環境づくりを基本に、学校施設の整備と適正化を進めておりますが、既存施設や設備の維持補修についても、子供たちの安全を第一に考え、安心・安全な教育環境の維持に努めているところであります。

遊具の修理につきましても、今回の点検結果を踏まえ、設置年数、使用頻度、現在の状態、そして各学校における遊具の数や種類を総合的に考慮しながら優先順位をつけ、今後、計画的に対応してまいります。

私からは、以上であります。

○議長（長沼久利） 2番小川幾代さん、再質問はありますか。

○2番（小川幾代） 御答弁ありがとうございました。何点か再質問させてください。

大項目1、県で行う18歳までの医療費助成による影響はについて再質問いたします。

今、市の財政状況は本当に厳しいということで、新ごみ処理施設の課題なども出てきたところであります。

一方で、こういう福祉事業をソフト面でも充実させていってもらえたらいいなと思って、今回の予算が浮いたという思いで質問させていただいたところなんですが、少子化対策事業にという答弁がありました。具体的にどんなことに使われているのか、再質問いたします。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） 詳細については、総務部長より答弁させます。

○議長（長沼久利） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋重保） ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

答弁の中では、この少子化対策事業というよりは、予算編成全体の中でこれまで取り組んできた事業の充実強化に活用するなど、めり張りのある予算配分の貴重な財源として活用していくというふうな内容であります。

実際、今回1,000万円という数字を申し上げましたが、8月からの分で1,000万円ということになりますので、通年ベースですと約2,000万円ほどの財源となります。

この福祉医療の財源については、その大半が過疎債のソフト事業を活用しているという関係から、一般財源というものがごく僅かでありますので、そういった点も含めながら全体の予算編成の中で、その過疎債のソフト事業の活用方法であったり、一般財源の充当であったり、そういったものを考慮しながら対応していきたいという趣旨でありますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（長沼久利） 2番小川幾代さん。

○2番（小川幾代） ありがとうございます。

続きまして、大項目2、新型コロナウイルスワクチン定期接種とインフルエンザワクチン任意接種への費用助成について再質問させていただきます。

国の助成のほかに、市が独自でさらに加算した理由というところで、県内他市等を考慮してという答弁内容があったと思います。県内他市といいますと、実際調べたところを教えてくださいませんか。

趣旨としては、ほかに加算していない自治体があるのかないのか、そこら辺を質問いたします。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） 詳細について、健康福祉部長より答弁させます。

○議長（長沼久利） 小松健康福祉部長。

○健康福祉部長（小松等） ただいまの再質問にお答えいたします。

他市の状況でございますが、7月時点の県の取りまとめ状況でございますが、未定のところがその時点で1市ございましたが、13市のうち、本市を含む7市が、国の補助金8,300円に対しまして市単独で2,000円を上乗せする。残りの5市についても上乗せをする予定で準備を進めているということで伺っているところでございます。

○議長（長沼久利） 2番小川幾代さん。

○2番（小川幾代） ありがとうございます。私がお話をした市民の方々からは、接種行動につながらないというような声が多かった。他市に合わせて加算したというふうに、私は認識しているんですけども、今回、10月以降に始まると思うんです。その接種がどのくらい活用されたのか、実態の把握をこれからしていってもらえたらいいなと思っておりますし、インフルエンザワクチンへの費用助成について若い人たちからも要望があります。

他市の状況などを研究するというような答弁だったんですけども、そちらもぜひとも前向きに研究していただけたらいいなと思っております。

続きまして、大項目3、町内会解散への対応はについてなんですが、答弁の中に活動の縮小などの事例紹介をしていくというような文言があったと思います。実際にどういう紹介事例があるのか、再質問させていただきます。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） 詳細について、企画振興部長より答弁させます。

○議長（長沼久利） 阿部企画振興部長。

○企画振興部長（阿部徹） ただいまの再質問にお答えいたします。

活動の縮小や効率化を図る取組などを紹介していきたいというふうに答弁したところですが、具体的にどの町内がどういうふうな活動を縮小して、今、運営しているかという個別的な具体例は、今は持ち合わせておりませんが、例えば、年間を通じた様々な行事を一度見直ししていただいて、もし参加人数が少なくて活動が難しいというものがあれば、それは見直ししていったらどうでしょうかというように相談に応じるところでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（長沼久利） 2番小川幾代さん。

○2番（小川幾代） ありがとうございます。私も町内会解散に対しては、どんどん進めていこうというほうではないので、ぜひとも維持をしていってほしいという思いであります。

その上で、今、聞いたのが役員確保が難しいというお話でした。これまでの町内会が、この先も同じような活動内容で続けていけるかどうかというのは、それぞれの町内会が判断していくことにはなるとは思うんですが、その話の中でこういう事例があるよとか、こういうふうに維持継続できているよという事例紹介を、今後、情報発信していくという答弁もありました。

それから、まちづくり事業とかもこの後あると思いますので、そういった町内会への周知を広めていっていただけたらと思っております。

大項目4、クーリングシェルトの実施状況はということで、不足していないという答弁がありました。そして、公共施設がベースであるという答弁でありました。

私のもとには、このクーリングシェルトについての話合いが出たという町内会もありまして、何を申したいかという、公共施設に行くまで距離があると、高齢者は歩いていくのが大変ですといったときに、公共施設の手前に民間の施設がある。だから、そこでやってほしい。あとは公民館で開設してほしい。そういうような要望があったのも事実でして、そういった要望は、今現在届いているのでしょうか。質問させていただきます。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問に、総務部長より答弁させます。

○議長（長沼久利） 高橋総務部長。

○総務部長（高橋重保） クーリングシェルトの民間の設置については、1施設と先ほど答弁で申し上げさせていただきました。そのほかの施設については、民間の事業所から問合せというのが数件あったというふうに伺っておりますが、要望という形でどうのこうのということは、来ていないと承知しております。

○議長（長沼久利） 2番小川幾代さん。

○2番（小川幾代） ありがとうございます。今後の検討として、私のほうには、町内会とかでやっていくにはマンパワーが足りないという話もありましたので、ぜひ、そういう声も拾っていただけたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

大項目5、路線バスの運行路線廃止とその後の対応について質問いたします。

利便性を損なわないようにするというお話でした。子供たちにつきましてはスクールバス、それから一般の方も利用されていると思います。乗り逢い交通事業を検討しているというお話でした。

実際に2つの路線について、そういう住民説明会などで話が行われていると思うのですが、現在の話合いの状況と、今後、利便性を損なわないようにするというのも、一部の人が知っている状況というのもあると思っております。町内会ごとに説明会を行っているというお話も聞いているんですけども、その話が届いている方とそうでない方、そして、要望を受ける機会というのが今後あるのかどうか、その辺り質問いたします。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） 企画振興部長より答弁させます。

○議長（長沼久利） 阿部企画振興部長。

○企画振興部長（阿部徹） ただいまの再質問にお答えいたします。

まず、赤田線の御質問だと承りましたので、そちらについてお答えいたしますけれども、4月19日に赤田地域振興会の総会というのがございまして、そちらの席に市の担当のほうでお邪魔いたしまして、こちらの赤田線の廃止について、事業者から協議が来ていますのでということでお話しさせていただいたところです。

したがいまして、こちらの赤田地域振興会総会に御出席いただいたところにつきましては、私どもといたしましては周知させていただいたという気持ちでいるところです。

その総会の席で、先ほど市長の答弁にありましたように、子供たちについてはスクールバスでというようなこと。それから一般の利用客につきましては、乗り逢い交通などの利用を考えてはいかがでしょうかということで御提案させていただきました。その後、例えば、乗り逢い交通に進んでいきたいとかということ、具体的に赤田地区の方から市のほうには、お話がまだ来ていない状況です。

スクールバスにつきましては、今、教育委員会と協議中というところでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（長沼久利） 2番小川幾代さん。

○2番（小川幾代） ありがとうございます。赤田地区について承知いたしました。

そして、岩谷線についてはいかがでしょうか。そちらも先ほど、ぼぼろっこから病院までの延伸というような具体的な路線の話が出てまいりました。その際に停留所などについても、まだ決まっていないこと、検討中だということも重々承知しております。

そういった中で、停留所がどうなるのか、そして待合所がどうなるのか、そういったような不安の声とか、要望とかもありましたので、その辺り質問させてください。

○議長（長沼久利） 阿部企画振興部長。

○企画振興部長（阿部徹） ただいまの再質問にお答えいたします。

申し訳ありません。一緒に岩谷線のほうもお答えすればよかったんですけど、大変失礼いたしました。

岩谷線の廃止につきましては、これも4月ですけども、4月24日に大内地域行政協力員会議がございまして、こちらの会議に担当がお邪魔いたしまして、羽後交通の岩谷線の廃止について説明させていただきました。

その説明の中で岩谷線を廃止して、その代替交通としてコミュニティバスを由利組合

総合病院まで運行することで、今、考えておりますということで説明いたしました。

その後、今、議員がおっしゃったように例えば、バス停をどこに設置するとかというところまでは、まだ決まっておりませんので、そこまでお答えすることはできかねますが、一応、地域の方々には4月のうちに周知させていただいたところですので、よろしくお願いします。

○議長（長沼久利） 2番小川幾代さん。

○2番（小川幾代） ありがとうございます。行政協力員会議とか、赤田の総会があった後で、市民のほうにいろいろ考えとかも出てきているかと思っておりますので、ぜひ今後、もう一度そういう要望などを聞く機会をつくっていただけたらなと思っております。

これは、質問ではなくお願いという形で、答弁の必要はございません。どうかよろしくお願いします。

大項目6、学校敷地内の遊具の修理について質問いたします。

答弁の中に西目小学校を含む7校、9基というような数がありました。これから順次修理をしていくものだと考えておりますが、その時期については、なかなか明言することも難しいのかなというふうに捉えております。

ぜひとも、先ほど質問の中でも話しました子供たち、例えば、6年生の子たちが1年間その遊具で遊べないという話になってくるので、そういう遊ぶ機会を奪うことがないようお願いしたいというところで、教育長、何か最後、御所見をいただけないでしょうか。

○議長（長沼久利） 秋山教育長。

○教育長（秋山正毅） 小川議員の再質問にお答えします。

小川議員の私たちに求めていることは、非常によく分かりまして、私自身もそう思います。ただ、学校の安全管理を考えたときに優先順位というのがありまして、例えば、教室のドアとか、階段とか、そういうところも含めて、補修をどの形で優先順位をつけていくかというのを考えていかなければいけない。

それから各学校においては、遊具の数にばらつきがあります。たくさんある学校もあれば、あまりない学校もありまして、そこをどういうふうにして限られたものをつぎ込んでいくかというのは考えなければいけないところです。でも、必ずそれを順番にはやっていきますので、御理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（長沼久利） 2番小川幾代さん。

○2番（小川幾代） 御答弁いただきありがとうございます。

以上で、私からの一般質問とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（長沼久利） 以上で、2番小川幾代さんの一般質問を終了いたします。

この際、午後2時30分まで休憩いたします。

午後 2時15分 休 憩

午後 2時30分 再 開

○議長（長沼久利） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を継続いたします。

8番佐藤健司さんの発言を許します。8番佐藤健司さん。

【 8 番（佐藤健司議員）登壇】

○ 8 番（佐藤健司） 高志会の佐藤健司です。議長から発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

質問の前に、去る 7 月 24 日からの豪雨により被災されました全ての皆様にお見舞いを申し上げます。子吉川や石沢川の堤防が決壊したり、越水するなど、ここ数十年の間、経験したことのない災害が発生しました。地球温暖化が進んでいる現在、私たちは、今後もこのような現象が起こり得るものと想定し、災害に備え、一人一人が自分ごととして準備を進めていかなければと強く認識をした次第であります。

それでは、通告に従い質問を行います。

最初に大項目 1、財政運営についてをお伺いします。（1）財政調整基金の積立額についてであります。

令和 6 年度も早くも上期が終わる時期が近づいておりますが、市の財政は、年々、人件費や扶助費などの経費の増加等により、厳しい財政運営に直面しているものと認識しております。

市財政に関する質問は、6 月議会で伊藤順男議員も行っておりますが、私はその中でも特に 3 つの項目に絞り、質問を行いたいと思います。

まず、財政調整基金についてであります。市は、令和 6 年度当初予算におきまして財政調整基金 12 億 6,200 万円を取り崩し、歳入に繰り入れ、令和 6 年度末の残高見込みを 19 億 2,300 万円としました。

この財政調整基金は、財源に余裕のある年度に積立てを行い、大規模災害の発生や税収減などがある年度に取り崩しを行うなど、年度間の財源の不均衡を調整する、いざというときの備え、使途に限定のない自由に使える貯金に当たる積立金ですが、単純に今年度の取崩し額と今年度末の残高見込みを比較しますと、来年度以降の歳入への繰入れは、あと 2 年分もないことになります。

他方、今会計年度中に税収が上振れするなどした場合に、補正予算で基金からの繰入れの減額や解消を行うこともあり得ますし、毎年度財政の実質収支が黒字になったときは、黒字の 2 分の 1 以上は基金への積立てか、地方債の繰上償還に充当しなければならないという地方財政法上のルールがありますので、今年度取り崩された基金の額が数年以内に再び積み立てられることも考えられます。

そこで、市としては財政調整基金の積立額について、昨年 9 月の財政推計で標準財政規模の 1 割程度、具体的にはおよそ 28 億円程度を確保したいと表明されておりますが、改めて積立額について標準財政規模の 1 割程度としている根拠、または、理由について伺います。

また、同じ財政推計では財政調整基金残高の将来推計額が令和 9 年度末でゼロとなっておりますが、これは確度が高い数字でしょうか。または、今後まだまだ変動がある数字でしょうか。併せてお伺いします。

（2）市債の残高は適正かについて伺います。

本市一般会計の市債につきまして、令和 5 年度末残高が約 638 億 5,000 万円となっております。

市発足以来、長らく市債の残高は 700 億円台が続いており、ここ五、六年は毎年残高

を10億円以上減らしてきております。しかし、先ほども触れました昨年の財政推計を見ますと、僅かずつではありますが、令和8年度末から令和10年度末までは市債の残高は増加する推計となっておりますし、最近の物価高騰等による資材費や建設工事費等の増加を鑑みますと、さらに市債の残高が増加しても不思議ではないと考えます。

一般的に市債イコール市の借金でありますため、あまりいいイメージは持ちませんが、他方、市債を活用することにより公共施設を早く完成させ、早く行政サービスを行うことが可能となったり、償還がある程度の年数にわたることから世代をまたがった負担の公平さが保たれるという利点も大いにあります。

しかしながら、借りたお金は返さなければなりませんし、将来の市財政を逼迫させることはあってはなりません。折しも日銀の金融政策の変更により金利のある世界になり、市債の利払い費の増加にも注意しなければならないと考えます。市債を活用することと返済することによる財政運営上のバランスを保つことは、非常に難しいことと考えます。

その上で、本市の市債残高は適正なものであるか伺います。また、令和5年度末での市債残高約638億5,000万円のうち、国からの後年度の交付税として措置される見込額がどの程度かも伺います。

(3) 当面の歳入増加策はについて伺います。

6月議会での伊藤順男議員の質問に対する答弁や、8月7日に開催されました議会全員協議会での今後の財政見通しによりますと、歳入の面では令和13年から洋上風力発電の固定資産税などの増加により、差引き年5億円増額の見込みであるとのことでした。

しかし、それまでの6年から7年の間は今のままで問題はないのか。また、令和13年以降は年5億円の増額でいいのかとの問題は残り、一般財源をどのように確保するかという問題があると考えます。

市では行政改革を推し進め、歳出の削減に取り組むとしております。それも当然重要なことと考えます。さらに、この6年から7年の間、既に税収の増加などが見込まれているならば別ですが、そうでない場合は、併せて財源の確保・歳入の増加策をさらに検討する必要があるかと考えます。

以前質問しました法定外税の導入につきましては、中長期的研究課題であるとの答弁でありましたし、当面の歳入増加策としては、現在取り組んでいる政策を地道に推し進めることが一番の近道ではないかとも考えます。

ふるさと納税につきましては、昨年度の伸びが想像を超えるものでありましたので、今年度以降もその伸びを確保することは難しいと思いますが、ふるさと納税の額としては昨年度を超えることができるようさらなる工夫をお願いするものであります。また企業版ふるさと納税については、本市に興味を持っていただく企業を増やすことができれば、まだまだ増やすことは可能と考えます。これらに加え、すぐに効果は期待できませんが、企業の誘致を継続する、移住・定住される方を増やすなどの政策が将来の財政へもプラスに寄与するものと考えます。

将来、一般財源のプラスの要素として見込まれる洋上風力発電が動き出すまでの間、非常に厳しい時期と考えますので、先述しました政策を含め、市としての当面の歳入増加策について伺います。

大項目 2、人口減少対策と市活性化策についてをお伺いします。

(1) 若い女性が住みたいまちにについてですが、我が国の人口は2008年、平成20年からいずれの月においても前年に比べて減少しております。

本市においても人口減少は長期にわたる課題であり、若い世代の方々が市内でも住み続けられるよう、働く場所の確保として企業の誘致や地元大手電子部品メーカーの新工場建設及び関連産業の集積など大きな効果をもたらしております。

しかし、ここに来ての問題は、若い世代の男性と比べ女性の方たちの地元定着が少ないということです。女性の数が少ないということは将来の婚姻数も減り、結果としてさらに少子化に進むのではないかと心配があります。若い女性の方たちの地元定着が少ない原因は様々あると思いますが、やはり第一はやりたい仕事がない、あるいは少ないことが原因ではないかと考えます。先ほど申しました大手電子部品メーカー及び関連産業の集積そのものは働く場所としては申し分ないものでありますが、逆に仕事の内容としては同じ業種のため同じような仕事の企業が多く、職種の多様性という面では多少マイナスのイメージが持たれるかもしれません。

そこで、若い女性の皆さんの地元定着を増やすために職種として人気のあるITやウェブエンジニア、マーケティングやコンサルタント、各種コーディネーターなど多様な業種の企業の誘致に取り組むべきと考えます。現在はテレワークが広がり、通信の環境さえ整っていれば、地方であっても中央と同じ内容の仕事は可能です。企業そのものの誘致のみならず、サテライトオフィスの誘致など様々な形態でも構わないと考えます。

市では今までも、IT関連企業の誘致に向けた取組やサテライトオフィス利用促進に向けた取組などを行ってきておりますが、さらに効果を出すために今後どのような施策や対応を考えておられるのか、特に若い女性の定着に向けての考えも含めお願いいたします。

(2) 結婚支援策と子育て支援策についてを伺います。

市では人口減少に歯止めをかけることを最重要課題と位置づけ、以前より様々な施策に取り組んできております。しかし、残念ながら人口減少は、拡大の一途をたどっております。

ここでは、その中でも結婚支援策と子育て支援策について絞って伺うものですが、この2つに関しては様々な施策を行ってきています。結果としてその場面場面での効果は出ていますが、人口減少の抑制という面では効果は限定的であり、その結果に対しては好影響を与えるまでには及んでいないと評価されても仕方のない状況となっております。

まず、結婚支援策につきまして、若い世代の皆さんの晩婚化や未婚化が進んでいるため、市としても県と連携し、あきた結婚支援センターを設立し、若い方たちに婚活支援を行っております。また、市の独自の事業としまして、地域おこし協力隊の方が友達づくりの場としてアベイバプロジェクトを行っておりますが、さらに踏み込み、出会いの場の提供とするために、もう少し男性の方の参加を増やすために、男性も気軽に参加できるようなイベントにする工夫が必要ではないかと考えます。

プロジェクトの活動内容の中では、スポーツやアウトドア的な活動には男性の参加者も多いようですので、それらの活動の回数を増やしたり、市内の各企業に活動内容をP

Rするなどし、男性の参加者も増やすことにより、出会いの場を増やすことが必要ではないかと考えますが、市当局の考えを伺います。

次に、子育て支援策につきまして、市では子育て支援金や児童手当、18歳までの福祉医療制度などの様々な子育ての経済的負担をなくすための支援や、妊娠期から子育て期にわたる様々な相談に応じたり、子供が自由に遊べるなどの施設の設置や人の配置を行うなど、ソフト・ハード両面での支援を行っております。

そこで、全国的に人口が減少している中で内閣府の発表によりますと、全国1,741自治体の中でその1割強に当たるおよそ200の自治体では、人口増加傾向にあるとしております。そして、2021年の日本経済新聞の調査によりますと、人口の増えている自治体のほとんどが子育て支援が充実しているとの結果で、安定的な雇用環境や住環境整備などの要因もあろうかと思いますが、その調査では、子育てしやすいまちが人口増加に貢献しているとまとめております。

その調査で人口が増えている自治体の特徴を見ますと、他自治体をしのぐほどの子育ての経済的負担をなくす施策の実施のほか、さらに子育ての肉体的、精神的負担を取り除く施策を実施しております。かつての大家族が子育てをした時代とは異なり、核家族化が進む現在、みんなで子育てをする、行政が子育てをしっかりとサポートすることが重要であると考えます。

以前、行政視察で訪れました石川県中能登町の庁舎では、相談窓口のカウンターにベビーベッドが並べてあったり、同じく庁舎内に幼児用の遊ぶ部屋があったり、そして何よりも役場内の全ての部署が連携して子育て支援を行っているということが強く感じられました。

そこで市当局にお伺いします。子育て支援策について、経済的支援策のほかに、特に子育て世代の皆さんを孤立させずにみんなで子育てをするという安心感を与えるため、今後さらにどのような方針でどのような施策を展開されるかお伺いします。

(3) シビックプライドの醸成についてを伺います。

シビックプライドにつきましては、令和4年3月議会で佐藤正人議員が質問しておりますが、シビックプライドとは自分が住んでいる地域に対する誇りと定義されています。

自分が住んでいる地域に誇りや愛着が持てれば、そこに定住し、あるいは一旦進学や就職で離れても、戻ってきて地域の発展に貢献しようという意識になります。自分の住んでいる地域に誇りを持ち、積極的・能動的に地域創生につながる行動をしようとする意識・思い・心意気とされています。

似たような言葉に郷土愛や地元愛が挙げられますが、シビックプライドは生まれ育った場所に限定することなく、移住先などの地域に対する誇りも当てはまるとしております。

シビックプライドが注目されている背景には、効果として定住・Uターン人口の増加、転出者の抑制、地方創生への意識の向上、市民による情報発信の増加などが挙げられ、特に人口の増加に寄与すると捉えている自治体は多いとのことでした。

シビックプライドを醸成するためには、住民参加型のイベントやプロジェクトを支援するための枠組みを整え、住民が自分たちのアイデアや活動を実現できる環境の制度や

政策の整備も欠かせません。

人口減少や少子高齢化が進む今、シビックプライドの重要性は一層増していると考えます。シビックプライドを高めることにより、定住率が向上し、新たな住民をも引きつける効果が期待できます。

市では現在、由利本荘プロモーション会議の活動も行っておりますが、その活動も含め、いかにして市民や定住者に由利本荘はいいなと誇りを持ってもらえるか、シビックプライドの醸成についてどのように捉えているか、市当局の考えをお伺いします。

次に、大項目3、農業振興策についてをお伺いします。

去る7月24日からの豪雨による災害では、市内各地の農作物や農業施設にも未曾有の被害をもたらしました。それらの復旧にはかなりの日数を要すると思いますが、一日も早く復旧ができ、以前のように耕作できるようになるために、それぞれの立場で尽力することが重要と考えております。また、先月末には今年産米のJA概算金が決定され、米の需給環境や資材高騰による生産コスト上昇などを踏まえ、近年にない高い金額での決定でありました。農家の営農意欲を維持するための最初の一步であると考えます。少しでも多くの農家の皆さんが、それだけで生計が成り立つような価格形成や政策が実行されることを望んでおります。

(1) 法人化または集落営農組織への今後の取組はについて伺います。

農林水産省の統計によりますと、昨年、令和5年の基幹的農業従事者の平均年齢は68.7歳となり、ここ二、三年のうちに平均年齢が70歳を超えることも予想されます。

さらに、私の周りの農家の方々を見てみますと、高齢化や兼業化などの理由で営農を継続できなくなった場合、耕作を続けている方との水田の貸し借りが一般的に行われております。しかし、耕作を続けている方が減少しているため、水田を借りた側の耕作面積は10ヘクタール前後であったり、中には20ヘクタール、30ヘクタールという方もおり、既に水田の貸し借りは限界に来ているのではないかと考えます。そして、この先の懸念として、水田を借りている方が耕作できなくなったときには、誰が代わりに耕作するのかとの問題です。

個々の農家の方々だけを頼りにするのは、今後難しいのではないかと考えます。将来、早ければ今から5年後あるいは10年後に今のままの農業経営、今のままの農業生産地帯を維持することは困難ではないかと考えます。そこで、県内を見渡しますと、大規模な集落営農組織や法人組織が見受けられますが、本市においてもそれらのような組織が営農や耕作の受皿にならないと農業の継続は難しいと考えます。

以前の一般質問に対しては、集落営農組織や個人農家などに対して、経営体の法人化を図りながら、多様な担い手の確保・育成に努めてまいりますとの答弁でありました。最終的には農家個々の取組、判断にはなりますが、市の現状及び市としての考えや取り組み方について伺います。

(2) 秋田由利牛販売拡大の方策をについてお伺いします。

2020年からの新型コロナウイルス禍では、外食産業の需要が大きく減少し、国内の牛肉需要にも大きな変動をもたらしました。

さらに、その後の物価高騰による影響で消費者の節約志向が強まり、価格の高い和牛の肉の買い控えが続いており、結果、和牛の枝肉相場の低迷、肥育農家の導入意欲も下

がり、子牛の価格下落に直結しております。

あきた総合家畜市場の取引価格を見てみますと、令和3年度までは平均価格が80万円前後であったものが、その後は下がり続け、今年度は現在までのところ50万円をやや上回る価格であり、雌子牛に至っては平均価格が40万円台半ばとなっております。一方で、飼料・資材など生産資材の高騰は続き、繁殖農家・肥育農家ともに販売価格は下がり、生産コストは上昇するという二重苦の状況となっております。

この厳しい状況は全国の生産地共通の課題ですが、元来、子牛価格が高ければ繁殖農家の経営は潤うが、逆に肥育農家は導入基牛が高くなるため経営が圧迫される。子牛価格が低ければ肥育農家の経営は潤うが、逆に繁殖農家の経営は圧迫されるという相反する方程式がありましたが、昨今の状況はどちらの経営も圧迫され厳しい状況にあります。

そこで私は、どちらの経営も上向きになるための一つの方策として、この地域のブランド牛である秋田由利牛の首都圏への販売拡大を図り、消費需要を喚起し、枝肉と子牛価格の両方の上昇を図るべきと考えますがいかがでしょうか。

販売そのものを市が行うわけではありませんが、今まで以上の首都圏の飲食店や百貨店、ネットやカタログ販売等への売り込みに対し、民間事業者への手引や先鞭をつけたりするなどの支援により、結果、和牛繁殖農家と肥育農家への経営支援、併せて秋田由利牛のPRにつながると考えますが、市当局の考えをお伺いします。

大項目4、産業振興策についてをお伺いします。

(1) 育成就労制度への市の対応はについてであります。政府は外国人労働者を受け入れるための技能実習制度に代わり、2027年から新しい育成就労制度を創設するとの方針を決定しました。

技能実習制度は報酬を支払って人材を育てる国際貢献が目的で始まりましたが、実際は人手不足を補う労働力確保の側面があり、また実習生の失踪や賃金不払い、ハラスメントなど受入れ側の人権、順法意識の欠如なども問題となりました。

新しい育成就労制度では、人材の確保と育成を目的に掲げ、外国人の人権保護に重点を置いており、一つの職場で1年から2年継続して働き、日本語能力などの要件を満たせば、本人の意向で職場を変える転籍を認めるとしております。

この転籍を認める要件は、賃金などの条件がよい都市部に転籍を認めることとなり、地方から人材が流出するという懸念があります。令和5年10月時点で技能実習生を含む全国の外国人労働者数204万人のうち、都道府県別で最も少ない3,161人の秋田県は、ただでさえ人口が減少し人手不足の中、現在は製造業が中心となっておりますが、今後、看護や福祉、建設業、農業などでも必要とされられると思われる外国人労働者をいかに確保するかが喫緊の課題と考えます。

外国人労働者を雇用するのは民間の事業者ですが、外国人材をまだ受け入れていない企業の多くは、外国人材活用の情報やノウハウがないケースが多いようです。

そのような中、県では今年度より外国人材受入サポートセンターを設置し、企業からの相談や受入れの検討から採用・定着までの各段階での支援を行うとしております。

今後、外国人材の採用は賃金の面などでさらに厳しい競争下に置かれますが、企業だけでなく地域としてもPRや受入れの取組がプラスの評価になると考えます。現在、市

内で働いている外国人材に対しては、市としても観光やレクリエーションなどで地域とのコミュニケーションを深めたり、ポケトーク購入などへの支援の仕組みをつくっていただいておりますが、今後さらに、この地域が外国人材に選ばれるための市の対応について伺います。

（２）水素事業への手挙げをについて伺います。

我が国は2050年にカーボンニュートラルを実現すると表明しており、その実現に向け、再生可能エネルギーの導入や水素・アンモニアなどの次世代エネルギーの実用化に向けた取組が進められております。

本県では良好な風況を生かし、本市沖で整備が進む着床式洋上風力発電事業や本年6月に決定した浮体式洋上風力実証事業など脱炭素化の推進やエネルギー安全保障の確立へ大きな貢献が期待されております。

そして、政府が再生可能エネルギーの次に新たな電源構成として推進しているのが水素発電になります。水素は、燃焼時に二酸化炭素を排出しないため、発電などの燃料として活用することで脱炭素化につながりますし、さらに水素をつくる際のエネルギーに再生可能エネルギーを利用した場合は、製造時も二酸化炭素を排出しない、いわゆるグリーン水素と言われるものになります。

今後、本市は国内有数の再生可能エネルギー基地となりますが、風力発電のエネルギーを活用しグリーン水素を製造することができれば、さらに国内有数の脱炭素エネルギー基地となることができ、国内への供給のほか地産地消することにより、脱炭素化を目指す企業の立地も期待できると思われまます。

県内では、昨年7月に水素の製造、活用方法を考える企業連合、あきた次世代エネルギーコンソーシアムが、今年7月には水素関連産業への参入を図るために、県とJAXAが、あきたJAXAクロスイノベーション研究会をそれぞれ設立しております。

以前の一般質問に対しては、水素製造拠点や関連施設の誘致の可能性を含め研究していくとのことでしたが、周辺の動きも早くなっておりますので、先ほどのコンソーシアムや研究会との連携も含め、民間企業が参入しやすいような環境づくりを他の自治体よりも先んじて行うことが重要と考えますが、市長の考えをお伺いします。

以上、大項目4点について質問をさせていただきました。御答弁よろしく願いいたします。

【8番（佐藤健司議員）質問席へ】

○議長（長沼久利） 当局の答弁を求めます。湊市長。

【湊貴信市長 登壇】

○市長（湊貴信） それでは、佐藤健司議員の御質問にお答えいたします。

初めに、1、財政運営についての（1）財政調整基金の積立額についてにお答えいたします。

財政調整基金は、災害などの不測の事態や年度間の財源不足に備えるための基金であります。確保すべき残高の水準については、法令等で目安などが示されてはならず、他団体の状況等を踏まえますと、一つの目安として標準財政規模の1割程度の残高が適正な水準と考えているところであります。

こうした考えの下、本市においては、これまで30億円を目安に残高を確保してきたと

ころであります。佐藤健司議員の御指摘のとおり、令和6年度当初予算審査の段階では、令和6年度末残高見込みは約19億2,300万円となっており、その後、令和6年3月31日付の令和5年度補正予算での財源調整に加え、令和6年度補正予算での繰入金と令和5年度の実質収支額の2分の1の積立額を加味した現時点における令和6年度末残高見込みは約35億円となっております。

今後、このたびの災害対応に係る補正財源として、財政調整基金のさらなる繰入れを見込まなければならない状況を踏まえ、その後の残高確保が次なる課題になると懸念をしているところであります。

また、昨年9月の財政推計は、これまでの取組を見直すことなく、安易に踏襲し続けた場合には、令和9年度末で財政調整基金残高が枯渇すると試算したものであり、今後、財政運営の持続可能性を高めるためには、これまでの取組を漫然と安易に進めることなく、行財政改革の徹底と効率的な予算執行を行うなど、可能な限り積み戻し、後年度に向けた残高の確保をしていくことが求められるものであります。

次に、（２）市債の残高は適正かについてお答えいたします。

地方債は、地方公共団体が資金調達のために負担する債務であり、歳入と歳出の年度間調整の機能を有するとともに、住民負担の世代間の公平のための調整機能も有しているものであります。

本市の令和5年度末における市債残高は約638億5,000万円であり、そのうち、国から後年度に普通交付税の基準財政需要額で措置される見込額は約472億1,200万円、約74%であり、これまで交付税措置率の高い有利な地方債を活用してきたこともあり、実質的な市の負担割合は約26%となっております。

市債残高の水準が適正であるか否かををはかる指標はありませんが、市債が財政運営に与える影響をはかる指標といたしましては、実質公債費比率、将来負担比率などがあり、公債費が自治体財政の運営にどの程度影響しているかを示す実質公債費比率については、令和5年度決算で12.0%、令和4年度と比較しますと0.6ポイント上昇しております。

また、市債を含めた将来負担すべき実質的な負債と標準財政規模等の比率を示す将来負担比率は、令和5年度決算で105.3%、令和4年度と比較しますと3.6ポイント減少しております。

実質公債費比率については、18%を超えると起債許可団体に指定されるほか、将来負担比率については、350%を超えると早期健全化基準団体とされるなど、様々な制約を受けることとなりますが、本市の比率がこの警戒ラインに達していないとはいえ、県内の他自治体と比較しますと高い状況にあることから、借入額と償還額のバランスを考慮に入れながら財政運営に当たる必要があると考えております。

今後の動向を見ますと、物価高騰などによる資材費や工事費の増加や学校建設などの大型プロジェクトの実施のほか、このたびの7月の豪雨災害に対応するための多額の災害復旧事業債の発行が予定されており、元利償還金に対し、交付税措置があるとはいえ、財政負担は決して少ないものではなく、一定程度の比率の上昇と市債残高の増加は避けられない状況にあります。

今後とも持続可能な財政運営を行っていくため、投資的事業の重点化と平準化を図り

ながら、借入額の抑制と交付税措置の高い有利な地方債の活用などにより、将来負担の抑制に努めてまいります。

次に、（３）当面の歳入増加策はについてお答えいたします。

阿部十全議員の御質問にもお答えいたしましたとおり、先月の全員協議会でお示した財政見通しにおける洋上風力発電施設の固定資産税につきましては、秋田県が行った試算を参考としたものであり、あくまでも試算であることを考慮の上、純増分を堅く５億円と見込み、また、運転開始を現時点の計画である2030年末を前提としたものであります。

今後の見通しといたしましては、洋上風力発電施設による市税増収のプラス要素はありますが、一方で、人口減少による普通交付税の減少が見込まれており、一般財源の総額確保は厳しい状況にあることを踏まえ、今後、持続可能な財政運営確保に向け、市税増収というプラス要素があったとしても、手綱を緩めることなく、行政改革による歳出削減の徹底や、議員御指摘の歳入の確保についても力を入れていく必要があります。

財源確保に向け、本市が取り組んでいる事業のうち、ふるさと納税につきましては、令和５年度で寄附件数は３万4,963件、納税額は６億8,610万7,500円と、市としてふるさと納税に取り組んで以来、件数・納税額ともに過去最高となりました。

一番人気の返礼品は米であり、特に継続的にお届けする定期便の件数拡大や本市のふるさと納税をＰＲするポータルサイトを８から13に拡大したことにより、効果的な広告運用ができたことなどが、納税額の増加につながったものと考えております。

今年度の納税額の目標は７億円としておりますが、７月に発生した豪雨災害の影響により、米の総量確保に落ち込みが見込まれ、さらには米価上昇の影響もあって、昨年度並みの納税額の達成には逆風となっておりますが、本市産米のＰＲを強化し、落ち込みを最小限にとどめるよう取り組んでまいります。

また、今年度の寄附者に対して、返礼品マーケティング調査を初めて実施したほか、返礼品事業者を対象とした商品開発や、ブランディング支援の専門家による勉強会と個別相談会を開催するなど、ふるさと納税の増収に向けた新たな取組を展開しているところであります。

一方、企業版ふるさと納税につきましては、国の制度における税額控除の特例措置期間が今年度までとなっておりますが、期間の延長も見据え、引き続き、市のウェブサイトなどでの制度周知や本市にゆかりのある企業への訪問、ダイレクトメールによるアプローチなどを行うとともに、次のステップとして民間のマッチング支援サービスの導入など寄附の裾野を広げる取組についても新たに検討してまいります。

次に、２、人口減少対策と市活性化策についての（１）若い女性が住みたいまちについてお答えいたします。

人口減少による人手不足は全国的に深刻化しており、企業活動にも大きな影響を及ぼしております。女性や若年者が、進学や就職のため首都圏等の都市部へ転出している現状を踏まえると、女性や若年者の地元定着・回帰を促すためには、魅力的な働く場の確保が重要であると考えております。

県では、若年女性の県内定着・回帰を重点施策に据え、女性の活躍を推進する企業等への優遇をはじめ、企業誘致による魅力ある職場づくりに取り組んでおり、中でも、女

性や若年者に人気のＩＴ分野において、近年は公共交通の利便性が高い秋田駅周辺への企業進出が相次いでおります。

このような状況も踏まえ、市では、旧来からの企業誘致活動のほか、市商工会と連携した起業・創業への取組にも力を注いできており、やりたい仕事を自らつくり出すことへの支援も行いながら、地元定着を図っているところであります。

その一環として、女性や35歳未満の若年者の起業を促進するため、一定の借入れの利子全額を５年間補給する由利本荘市起業家融資利子補給金や、ＩＴ関連に特化した起業支援制度、産学共同研究センターのサテライトオフィス利用促進補助制度などを創設し、多様な働き方を推進しております。

若年者等への利子補給については、調味料製造・販売や美容室、アウトドア用品販売など、既に14件の融資に対し補助決定しており、自分の技術を生かし、起業しやすい地域であることの周知を広め、今後のＩＴ関連などの起業につなげてまいりたいと考えております。

また、サテライトオフィスについても、テレワークやリモートワークでの利用が広がっているほか、スポーツクラブの運営や新たな事業立ち上げ準備の方を含め、現在５者が定期利用されており、県立大学に隣接し、インキュベーション機能を備えていることから、起業の拠点としてもさらなる利用の拡大に期待をしているところであります。

女性や若年者の定着・回帰につながるような働く場の確保に、今後ますます力を入れていきたいと考えているところであり、幅広い企業誘致と併せ、地元企業へ魅力ある職場環境づくりを働きかけるとともに、起業・創業支援のさらなる充実に取り組んでまいります。

次に、（２）結婚支援策と子育て支援策についてにお答えいたします。

人口減少対策を進める上で、結婚支援や子育て支援などの少子化対策は、本市の社会的・経済的な持続性を高める上でも非常に重要な施策であると考えております。

本市のアベイバプロジェクトについては、若者同士の自然な出会いの場を創出するイベントを、本市の特色ある場所や資源を生かしながら、毎回趣向を凝らして実施しており、参加者からは「初めて会う人といろいろな会話ができた」、「まちの魅力にまた一つ気づけた」などの声が聞かれ、好評を得ています。

また、イベント開催に当たっては、製造業、医療機関、金融機関など市内の50を超える事業所に毎回チラシを配布し、ＳＮＳも活用しながら若者へのＰＲに努めております。

令和４年度の開始から現在まで実施した29回のイベントのうち、17回がスポーツイベントであり、また、イベント参加者の延べ人数は男性211人、女性210人で男女比はほぼ同数となっており、本市における男女の出会いの場として貴重な役割を果たしております。

このアベイバプロジェクトは、気軽に参加できることをコンセプトとしているため、多くの方から参加をいただいている一方で、参加者に婚姻の報告を求めていることから、本市の婚姻数にどれだけの効果があったかをはかることは困難であります。ここでの出会いがきっかけとなり、交際から結婚へとつながっていくことを期待するものであります。

なお、結婚新生活支援事業を活用された御夫婦へのアンケートの中で、この事業が結婚へのきっかけの一つになったと思いますかという設問に対し、そう思うとの回答が、令和4年度は7組、令和5年度は10組で、それぞれ全体の35%と43%という結果が出ていることを考慮すると、結婚を後押しするものとなっており、人口減少の抑制にも一定の効果が期待できるものと考えております。

いずれにいたしましても、アベイバプロジェクトや結婚新生活支援事業等の取組、一つ一つの積み重ねが複合的に効果を発揮し、人口減少対策に寄与していくものと考えております。

子育て支援策については、子育てに不安や孤立感を抱いている方に対し、不安や悩みを解消できるように、保健師等の伴走型の相談対応や子育て支援センター、あおぞらなどでの相談機能の充実を図っております。

加えて、親子または保護者同士の交流の場となる施設の情報、子育てサークルの活動などを子育てガイドブックや子育て支援アプリ、ふぁみりあにて周知しております。

また、未就園児を対象とした一時預かり事業を各保育所等で実施し、保護者が安心して子育てできるよう取り組んでおります。

市といたしましては、若者を取り巻く社会情勢や意識の変化を的確に捉えながら、結婚支援から子育て支援まで、切れ目のない効果的な施策の展開と、分かりやすい情報発信に努めてまいります。

次に、（3）シビックプライドの醸成についてにお答えいたします。

シビックプライドとは、現在居住する地域に対する誇りや愛着を示すものであり、また、地域社会の一員として地域の発展に貢献しようとする意識も含まれているとされております。

私は、シビックプライドの醸成に向けては、番楽をはじめとする伝統芸能や新山神社裸まいりなどの伝統行事への参加、さらには、クリーンアップ等の生活環境整備や消防団活動等の地域貢献活動への参加などの体験を通して、人と人との触れ合いの中で地域への誇りや愛着が育まれることが大事であると捉えており、一人一人が地域を誇りに思う気持ちを抱くことは、地域が抱える様々な課題の解決に向けてチャレンジしようとする意識の醸成にもつながることが期待できるものと考えております。

さらに、こうした意識の高まりは、全体として地域の魅力向上につながることを期待され、ひいては若者流出の抑制など、人口減少対策にも寄与するものであります。

そうしたことから市では、シビックプライドの醸成も視野に入れた、住み続けたい、訪れてみたいと思える由利本荘市をテーマにまちづくりを進めてきており、例えば、由利本荘プロモーション会議では、地域の魅力を高めようとする意欲と実行力を持つ二十歳から40歳までの若者が地域の元気創出に向けた活動に精力的に取り組んでおります。

また、熱意とやる気を持って、主体的に地域活性化に取り組む市民団体に対しては、地域づくり推進事業やともしび元気プログラム事業により支援しており、こうした自主的な活動への支援もシビックプライドの醸成につながるものと考えております。

市といたしましては、シビックプライドの高まりが、人口減少社会にあっても地域を愛し、住みよい社会にしようとする気持ちを育むとともに、地域のために貢献しようとする意欲を持って暮らす人たちによって支えられる地域社会の形成を目指し、今後と

も、地域の魅力向上や元気の創出などに、熱い思いを持ってチャレンジしようとする市民の主体的な取組に対し、積極的に支援してまいります。

次に、３、農業振興策についての（１）法人化または集落営農組織への今後の取組についてお答えいたします。

本市の法人や集落営農組織の現状につきましては、令和５年の組織数が90経営体で、その内訳といたしましては、法人が18経営体、集落営農組合が72経営体となっております。

組織数の推移といたしましては、令和元年と比較して法人が1経営体の増、集落営農組合が16経営体の減、総数では15経営体の減となっております。

組合数減少の理由といたしましては、組合員の高齢化による解散が多く、少子化や高齢化を背景に、基幹的農業従事者数の減少や平均年齢の上昇は避けることができず、今後は、農業経営の受皿となる新たな担い手の確保・育成が、これまで以上に重要な課題になると認識しております。

こうした状況を踏まえ、市では、県や農協などと連携した担い手ワークショップを定期的で開催しており、持続的に農業に取り組んでいける担い手の確保・育成を目的として、品目選定を含めた営農計画支援や税務会計処理等に対する専門家派遣を行っており、現在、1戸1法人や集落型農業法人の設立を目指す8経営体に対して、必要な支援を行っております。

また、人・農地プランに代わる地域計画策定に向け、各地域において話し合いを実施しており、新たな法人や営農組織の立ち上げ、地域外からの参入などを含めた幅広い担い手の確保、効率的な営農に向けた農地の集約化、基盤整備事業活用の検討など、様々な視点から意見を出し合いながら協議を進めているところであります。

市といたしましては、地域の実情に応じて、個人、法人の営農形態や規模など様々なケースを念頭に置きつつ、将来にわたって農地がしっかりと守られるような計画策定に努めながら、引き続き、関係機関と連携し、担い手の確保や農地の集約化など必要な支援を行ってまいります。

次に、（２）秋田由利牛販売拡大の方策をについてお答えいたします。

依然として続く、牛肉の枝肉価格の低迷や飼料価格の高止まりに好転の兆しが見えない中、繁殖農家にあっても、肥育農家にあっても厳しい経営環境の下、畜産経営の維持を図るために御尽力されている状況にあると認識しております。

本荘由利地域のブランド牛、秋田由利牛の首都圏への販路拡大、消費需要の喚起につきましては、これまでも、本市とにかほ市や農協などで構成し、私が会長を務めております秋田由利牛振興協議会が主体となって、市が連携協定を締結している都内スーパーや秋田由利牛を取り扱う首都圏の飲食店などを訪問し、継続した取扱いはもとより、取扱量の拡大についてもお願いしてきているところであります。

こうした活動を通して取扱店が増えてきておりますが、牛肉全体に対する需要が低迷する中、直ちに取扱量の増加につながってはいないものの、今後も販促活動などを継続して実施し、秋田由利牛のファンを着実に増やしてまいりたいと考えております。

協議会では、これまでのキャンペーンやイベント出店、本荘由利地域の小学校給食への食材提供、情報発信などの取組に加え、今年度、新たにSNSによるプレゼント企画

を始めたところであり、今後もこうした取組の充実強化を図りながら、消費拡大に向け後押ししてまいります。

市といたしましても、令和5年度より、地元生まれ、地元育ちの秋田由利牛という付加価値の創出を目指し、ブランド力の向上に向けた取組を始めているほか、秋田由利牛を扱う民間事業者の営業活動への支援も行っているところであり、今後はさらに、ふるさと納税の返礼品としてラインアップの充実に向けた検討を行うとともに、県内外へのアピールを強化するなど、秋田由利牛のさらなる認知度向上、消費拡大に努めるほか、関係機関と連携を図りながら、畜産農家への支援を行ってまいります。

次に、4、産業振興策についての（1）育成就労制度への市の対応はについてお答えいたします。

外国人労働者の受入に当たっては、2027年にこれまでの技能実習制度が廃止され、新たに育成就労制度が導入される予定となっており、現在の人材育成による国際貢献から、人材確保と人材育成へと受入れの目的が変わり、労働環境に配慮し、これまで認められなかった本人の意向による就労場所の変更も一定の要件の下、可能となるなど、大きな改正が見込まれております。

制度の見直しの背景には、国内だけではなく、世界規模で行われている人材獲得競争を勝ち抜き、外国人に選ばれる国へと変わらなければならないということがあると思われませんが、新制度への移行後には、好条件を求めて賃金水準が高く、利便性に優れた都市部への人材流出が起こることも懸念されております。

新制度の具体的な内容や運用方法については、今後議論される予定となっておりますが、詳細が明らかになり次第、本市で可能な支援策の在り方について検討してまいりたいと考えております。

また、県では、昨今の外国人労働者獲得のニーズの高まりを受け、本年6月に秋田県外国人材受入サポートセンターを開設しており、受入れについて企業が持つ悩みや課題などをワンストップで対応できる体制を整備し、企業向けのセミナーや出前講座を行うなどの取組を進めており、本市でも開設後、間もなく視察し、今後の連携を図るために情報交換を行っております。

今後の市の取組を検討する上では、来日する労働者の要望や受入れ企業の課題の把握に努めつつ、行政と企業、地域住民が協力した受入体制を構築していくことが重要であると考えております。

いずれにいたしましても、外国人労働者の受入れには、地域で受け入れる機運の醸成と住居など受入れ環境の整備などが課題であると認識しておりますので、引き続き、企業や労働者に寄り添った施策の充実と新たに開設されたサポートセンターとの連携を強化してまいります。

次に、（2）水素事業への手挙げをについてお答えいたします。

我が国では、昨年7月に改定された水素基本戦略において、水素の導入目標を2030年に最大300万トン、2040年に1,200万トン、さらに2050年には2,000万トンとしており、今後、幅広い分野での利活用を見込んでおります。

水素には様々な製造方法が存在いたしますが、佐藤健司議員御指摘のとおり、再エネ電力を利用して製造した場合は、製造時も二酸化炭素を排出しないため、カーボン

ニュートラルの達成にも大きく寄与するものであり、風力発電施設の適地である本市のポテンシャルは非常に大きいものと考えております。

また、昨年12月には、NEDOが公募した水素社会構築技術開発事業において、東芝エネルギーシステムズ株式会社、トヨタ自動車東日本株式会社、三菱商事洋上風力株式会社などにより、東北地方におけるカーボンニュートラルに向けた水素製造・利活用ポテンシャルに関する調査が進められており、本市沖洋上風力発電所などの余剰電力や出力抑制電力を活用した水素製造について調査、検討がされていると伺っております。

市といたしましては、水素事業の重要性や可能性について認識しているものの、いまだに研究段階の部分も多々あることから、引き続き、国や県の動向を注視しつつ、民間企業が参入しやすい環境等についても研究してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（長沼久利） 8番佐藤健司さん、再質問はありますか。

○8番（佐藤健司） 御丁寧な御答弁、誠にありがとうございました。何点か再質問をさせていただきます。

大項目1、財政運営についての中項目（3）当面の歳入増加策はの中で、ふるさと納税の部分で先ほどの質問の中でも申しました、市長の答弁にもありましたけど、昨年度は納税額の大きな増加がありました。今年度であれば目標を7億円ということでありますけれども、多分、今年度以降の目標としては非常に高い数字ではないかなというふうに思っております。

聞くとおっしゃるとおり、昨年度は、ポータルサイトを増やしたことで全国の納税者が増えてくださった。あるいは、米の卸業者が安く取扱いしてくれたために、返礼品の米がかなり増えたということでもあります。今年、7億円の目標に対して、やはり昨年までと同じことをやっても、多分難しい目標ではないかと思っておりますので、さらに、新しいことをしないと目標値の達成というのは難しいと思われます。何か新しいことをもっと増やしていくんだという検討等はされておりますでしょうか。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問にお答えします。

おっしゃるとおり新たなことにもいろいろと取り組んでいかないと、なかなか増えていかないということももちろんあるので様々やっています。

サイトに関しては、13サイトに拡大したのもそうですけれども、ただ増やしただけではなくて、サイトの中身についても、例えば米について言うと、私どもでやっているのは土づくり実証米という、ほかの地域とまた違う、思いの籠もった米であるといったあたりをしっかりとアピールしていくだとか、そういったことにも力を入れておりますし、返礼品についても、新たな返礼品の開発だとか、そういったことも積極的に行っているところであります。

いずれ、昨年度6億8,000万円というところで、今回、7億円とほぼ同等の目標ではあるんですけれども、その水準にするというのは、それだけでもかなり大変だということも現実であります。返礼品の米等々についても、別の市でありますけれども、なかなか準備ができなかったといったような例もありますので、一気に増えたことにより準備できなかったということがまずないということも含めて課題がありますが、1円で

も多く、まずは稼ぐんだという思いで、しっかりと取り組んでいきたいという思いで進めているところでございます。

○議長（長沼久利） 8 番佐藤健司さん。

○8 番（佐藤健司） ありがとうございます。当然、私が申すまでもなく、市長はじめ、市の皆さんが一番よくお分かりだと思いますけれども、同じことをやっていれば、多分、数字は増えないと思いますので、ぜひ新しいアイテムなり、事を発見して頑張っていたきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に大項目 2、人口減少対策と市活性化策についての中項目（2）結婚支援策と子育て支援策について伺いますけれども、先ほどの御答弁で、アベイバプロジェクトで婚姻数等の調査をされていないということではありますけれども、かなりの効果が出ているようであるということでもあります。子育て支援策におきましても、いろいろな相談体制でありますとか、子育て支援全体の様々なことをされているというのは十分、分かっていると思います。

それぞれの場面では、効果が出ていると思いますけれども、人口減少という問題と絡めて考えたときに、それらが結果として人口減少対策に対しては、ちょっと現状では思うほどの効果になっていないと言わざるを得ないと思いますので、例えば、人口減少対策ということを考えてときに、さらに何かが必要ではないかと思うんですけれどもいかがでしょうか。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） ただいまの再質問にお答えいたします。

今回の質問の中で、アベイバプロジェクトについてが中心であって、そこに答えさせていただきましたが、おっしゃるとおり人口減少対策には幅広い取組がほかにも多々あるわけであります。田舎暮らしの本という宝島社の全国誌。昨日発売になった10月号には、本市の保育園遊学というので、東由利のえみの森、それから今年度、石沢保育園でも保育園遊学というのをやっていますが、そういったものも特集を組んでいただきました。あれも一つ、人口減少対策につながっていることだろうと思います。

移住者数も県内の市町村の中では、かなり高い水準で増えているということがありますので、様々な取組をしながら、人口減少対策等々についてはしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えているところであります。

○議長（長沼久利） 8 番佐藤健司さん。

○8 番（佐藤健司） 分かりました。様々な取組によって少しずつでも人口減少に歯止めがかかる対策が取ればいいかなと思いますので、ぜひ、よろしくお願いしたいと思います。

次に大項目 3、農業振興策についての中項目（2）秋田由利牛販売拡大の方策をについて再質問いたしますけれども、先ほども市長答弁の中で様々な販促活動をされている。小学校への給食の提供であったり、SNSのプレゼントであったり、頑張られているということは分かりましたけど、やっぱりどうしても量を販売するとなった場合に、人が一番いるのが首都圏ですので、地元だけで頑張るよりも首都圏で販売拡大を図った方がより効果が上がると思い、先ほどの質問をさせていただきました。

現状の子牛価格、競りの価格であったり、枝肉の価格を見てみますと、この先も非常

に厳しいんじゃないかなという感じがしていますので、何か手を打たないと価格が上がらないんじゃないか。飼育している皆さんも今後続けていても、もうからないとなるといろんなことを考えられると思いますので、何か手を打たないといけないと思うんです。

先ほど言いました首都圏への販売等、様々な企業とも連携協定等を結んで関係もできてはきていると思うんですけれども、そういうところ等も活用しながら首都圏への販売をもっと広げるような取組については、お考えありませんでしょうか。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） おっしゃるとおりマーケットが大きいところのほうで、ずっと売上げが大きくなるということは、そのとおりだろうと思います。

先ほど答弁したとおり、枝肉の価格が下がっていて、また、飼料が上がっているとか、本当に肥育農家の皆さんは大変な状況にあるということもありますので、しっかりと売っていくということも今から大事だろうと思っています。

詳細は、齋藤産業振興部長のほうから答弁させます。

○議長（長沼久利） 齋藤産業振興部長。

○産業振興部長（齋藤喜紀） ただいまの再質問にお答えいたします。

佐藤議員おっしゃるとおり、首都圏の販売については、我々もかなり重要だというふうな認識はしてございます。御質問にもありましたとおり、首都圏の大手スーパー等とも連携協定を結びながら取り組んでいるところではありますが、都内のスーパーですとか、また、飲食店でも取り扱っていただいております、そちらのほうに、協議会を通じて、我々職員も足しげく毎年通っているいろんな御意見を承っております。

例えば、品質にばらつきがあるとか、少しマイナスの御意見をいただくこともありますが、都内のスーパーにおいては、フェアについては大変好評をいただいているところで、年数回、開催してもらっています。その回数を増やしていただいて、取扱量を幾らでも増やしていきたいという活動は行っているつもりでございます。

あわせて、市長の答弁にもありましたが、ふるさと納税の返礼品についても、昨年の米と同様に爆発的な伸びも期待できると、我々としては可能性があるんじゃないかと思っておりますので、そういったところにも力を入れていきたいと考えているところでございます。

○議長（長沼久利） 8番佐藤健司さん。

○8番（佐藤健司） ありがとうございます。ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、大項目4、産業振興策についての中項目（2）水素事業への手挙げをについて再質問させていただきます。

いろいろと国の計画でありますとか、あるいは、東北の中での利活用の調査、検討が進んでいるということで御答弁ありました。まだまだ研究段階ですので、そういうところの状況を見ながらということだと思っておりますけれども、私が特に注目しているのは、今年、県とJAXAが研究会をつくったということです、県がつくったということは、将来性があるからだと思えます。

当然、市長御存じのとおり、民間企業は、何か黙っているなと思っています、もうどんどんいろいろなことを決めて先に行ってしまうています。内容が分かったときに

は、1周ぐらい遅れていたじゃなくて、先に手を挙げて、私どものところでもそういう可能性があるんだということを、ぜひ、お話を早い段階からしていただければいいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（長沼久利） 湊市長。

○市長（湊貴信） 今、佐藤健司議員がおっしゃったとおり、動きがいろいろあるということで、かなりアンテナを高くして情報収集等々をしているところでありまして、由利本荘市としていろいろ関わっていったり、参入できるような要素があれば、ぜひ、手を挙げてはいきたいという思いはありますが、今のところ情報収集だとか、動きを見ているという要素も多少あるところでもあります。

詳細については、齋藤産業振興部長より答弁させます。

○議長（長沼久利） 齋藤産業振興部長。

○産業振興部長（齋藤喜紀） ただいまの再質問についてお答えいたします。

議員の御質問のほうで、JAXAのクロスイノベーション研究会というふうなお話がありましたので、そちらを例に回答させていただきたいと思います。こちらにつきましては、御質問の中にもありましたとおり、県が入って、今の7月に設立したところで、その活動としては、まだ見えてこないのかなと思っておりますが、いずれこういったところの情報共有ですとか、事業者のマッチング支援等を研究していくところと認識しております。

市長の今の答弁にもありましたけれども、アンテナを高くして、そちらのほうの情報を共有しながらということももちろんあるんですが、場合によっては、こちらの研究会で入会も受け付けるというふうなところもありますので、市のほうでもそういった必要性を考えながら、検討してまいりたいと考えております。

○議長（長沼久利） 8番佐藤健司さん。

○8番（佐藤健司） ありがとうございます。いろいろとよろしくお願いしたいと思います。以上で、私の質問を終わります。

○議長（長沼久利） 以上で、8番佐藤健司さんの一般質問を終了いたします。

○議長（長沼久利） 以上で、本日の日程は、終了いたしました。

明5日、午前9時30分より、引き続き一般質問を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後 3時50分 散 会